

令和4年度
(2022年度)

専攻科学生便覧

(創造工学専攻)



独立行政法人国立高等専門学校機構
香川高等専門学校高松キャンパス

目 次

I	香川高専専攻科 創造工学専攻について	1
II	規則・規程について	1
III	教育目的と教育目標	1
IV	履修要領	
1	授業科目, 修了要件, 単位	1
2	学士(工学)の学位取得	2
3	特別研究 I & 特別研究 II	3
4	インターンシップ	3
5	選択科目の履修について	3
6	履修手続き, 試験, 成績評価, 再履修	3
V	学生生活及び諸手続	
1	入学時の手続き	4
2	奨学金・保険制度	5
3	就職斡旋・進学指導	5
4	学生寮生活	5
5	通学方法等, 飲酒, 喫煙, スマートフォン	5
6	高松キャンパス後援会	9
7	高松工業会	9
8	学生の居室	9
9	専攻科棟等出入のカードキーの交付について	9
10	専攻科棟の出入について	9
11	学会発表等に伴う交通費等の補助について	9
12	創造工学専攻学生向け掲示板等について	9
13	諸手続一覧(高松キャンパス)について	10
14	授業時間割について	13
15	自然災害(台風等)による休校について	13
16	各種相談制度について	14
17	指導処分について	15
18	特例適用専攻科に係る認定科目表	16
VI	諸規則等	
	・香川高等専門学校学則	21
	・独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項	36
	・香川高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程	39
	・香川高等専門学校イノベーション創造型連携教育プログラム履修等に関する規程	48
	・専攻科棟の休日および夜間使用について	57
	・香川高等専門学校教育研究支援基金及び国際交流支援基金に関する申合せ	58
	・専攻科学生の学会交通費等の扱いについて	64
	・インターンシップについて	67
VII	各種依頼書・報告書等	73
	香川高等専門学校の連絡先(学生関係)	78

I 香川高等専門学校専攻科 創造工学専攻について

本校創造工学専攻には、本科の4学科に対応した機械工学コース、電気情報工学コース、機械電子工学コースおよび建設環境工学コースがあります。

- 1 香川高専創造工学専攻は、「Ⅲ 教育目的と教育目標」に明示した技術者教育を行います。
- 2 自発的問題解決能力、創造的技術開発能力を持つ技術者を育成するために特別研究は特に重要な科目です。そのために、1学年から密度の濃い研究指導が行われます。
- 3 研究面では、学会等において少なくとも1回以上の学術講演を行うことを目標にしています。

II 規則・規程について

- 1 香川高等専門学校規則に基づきます。
- 2 この「専攻科学生便覧(創造工学専攻)」にない事柄などは、本科の規則、規程が準用されます。

III 教育目的と教育目標

香川高等専門学校の教育目的

- 1 広い視野を持ち、自然との調和を図り、人類の幸福に寄与できる技術者を養成する。(倫理)
- 2 科学技術の基礎知識と応用力を身につけ、時代の変遷に対応できる技術者を養成する。(知識)
- 3 課題解決の実行力と創造力を身につけ、社会に有益なシステムを構築できる技術者を養成する。(実行力)
- 4 物事を論理的に考え表現する能力を身につけ、国際的に活躍できる技術者を養成する。(コミュニケーション能力)

創造工学専攻の教育目標<育成しようとする技術者像>

- 1 技術の産物が社会や自然に及ぼす影響を判断できる力と責任感、倫理観を養うため、人類、世界、文化に関心を持ち、視野の広い技術者を育成する。
- 2 自然科学と専門技術の基礎を身につけ、それを具体的問題に応用できる技術者を育成する。
- 3 自ら課題を発見して、自主的に取り組み解決する姿勢と能力を身につける。また互いに協力し合って課題に取り組める創造力豊かな技術者を育成する。
- 4 物事を論理的に考えて、それを文章と口頭で明確に表現できる力を身につける。英語では基本的な記述、表現が行える語学力を身につけた技術者を育成する。

各コースのディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーについては、次のURLから閲覧できます。https://www.kagawa-nct.ac.jp/school_affairs/policy/index.html

イノベーション創造型連携教育プログラム (香川大学創造工学部第3年次編入学)

イノベーション創造型連携教育プログラムは、香川大学創造工学部と香川高等専門学校専攻科が連携・協力して、それぞれが強みを持つ教育研究資源を有効に活用しつつ、行政・企業・医療防災・危機管理マネージャーとなるべく人材、課題解決やイノベーション創出の思考を備えた人材養成を目標として、卒業後、地域等の社会で活躍することができる分野横断型の実践技術者を育成することを目的に、実施するものです。

IV 履修要領

1 授業科目、修了要件、単位

(1) 修了年限と要件

- ① 2年、ただし最高4年まで。
- ② P34の創造工学専攻のカリキュラム(別表5)を参考にして修了に必要な次の単位数(合計62単位)を修得してください。
 教養科目(必修科目+選択科目)+工学基礎科目(必修科目+選択科目)で16単位
 専門科目(必修科目+選択科目)で46単位
- ③ 8単位を超えない範囲で、他の専攻の選択科目を修得することができます。
- ④ 教養科目・工学基礎科目と専門科目のそれぞれ8単位を超えない範囲で、学生からの申し出により予め校長の承認を得たうえで、他の高等専門学校の専攻科や放送大学を含めた大学等で開設されている授業科目を履修し、単位を修得することができます。
- ⑤ 本校と香川大学は、相互の交流と協力を促進し、教育内容の充実を図ることを目的として、それぞれの学校(大学)に開講されている授業科目を履修し、相互に単位互換できる協定を締結しています。単位互換とは、本校の学生が、香川大学の授業科目を履修し、そこで修得した単位を、本校の単位として認定しようとするものです。香川大学からは、各学部のそれぞれ特色ある授業科目や、本校にはないユニークな授業科目が提供され、学生諸君の関心や興味に応じた授業を履修できるようにしています。この制度により香川大学に受け入れられた学生は、「特別聴講学生」といい、通常必要となる検定料、入学料及び授業料は必要なく、本校の学生の身分のまま香川大学で授業を受け、その単位を取得することができます。この制度についての詳しいことは、各専攻委員にお問い合わせください。

(2) 授業時間と単位

- ① 1単位は、45時間の学修を必要とする内容で構成しています。
 - ・講義：15時間で1単位
 - ・演習：30時間で1単位
 - ・実験、実習：45時間で1単位
- ② 従って、講義、演習については、自学自習が必要になります。

(3) 授業の履修

- ① 選択科目履修届を所定の期日までに提出してください。提出期限以降は届出の訂正は出来ません。{IV 6 (1) 履修手続きを参照}
- ② 特別研究については、IV 3を参照
- ③ インターンシップについては、IV 4及びVI「インターンシップについて」を参照

2 学士(工学)の学位取得

2.1 特例認定適用者(平成26年度の入学生から)

学位を申請するには、専攻科を修了するとともに、取得した単位数について大学評価・学位授与機構の定める条件を満たしておく必要があります。特例適用専攻科を修了する要件は科目表(P15からP19)を参考にしてください。申請に際して、専攻科2年学生が準備する主なものは次の(1)(2)であるが、詳細は4月の学位申請ガイダンスで説明します。

(1) 学位授与申請書類の作成

- ① 申請書
 - ② 単位修得状況等申告書による単位の申請
 - ③ 「学修総まとめ科目履修計画書」の作成
- (2) 学修総まとめ科目の「成果の要旨」等の作成

2.2 従来方式(特例認定適用者以外)

(1) 取得手順

- ① 学位を取得するために各自で大学評価・学位授与機構に学位授与申請をすることが必要です。

- ② 申請後の審査は必要な単位の修得（62 単位以上）、学修成果の提出及び試験（小論文試験）によって行われます。申請手続きや試験の詳細については、大学評価・学位授与機構のホームページを参照してください。

2.3 イノベーション創造型連携教育プログラム

連携教育プログラム履修者は、香川大学と香川高等専門学校専攻科の双方に在籍し、それぞれの課程を修了することにより、香川大学卒業証書（学士の学位記）並びに香川高等専門学校専攻科修了証書が交付されます。

3 特別研究Ⅰ & 特別研究Ⅱ

(1) 趣旨

- ① 専攻科で最も重要と考えている科目です。専門知識の総合化と深化を図り、自発的問題解決に向けて広い視野から論理的、実践的に考究・実行する能力と創造的技術開発能力を学びます。
- ② 1 年次から研究課題を決め、指導教員のもとで実施します。
- ③ 研究課題及び方法は、指導教員と相談のうえ決定してください。
- ④ 研究成果を関連学会及び関係論文集等に積極的に発表することを目標にして、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を養ってください。

(2) 研究課題

学生が主体的に取り組むものであり、指導教員と相談のうえ決定します。

(3) 研究記録

毎日の研究内容等を、できるだけ具体的、定量的に実施時間数とともに記録してください。

4 インターンシップ

P67「インターンシップについて」を参照ください。

5 選択科目の履修について

- (1) 学位を取得するために科目表、専攻区別に指定された「専門・関連科目の区分及び修得すべき単位数(62 単位以上)」を参考にして履修科目を選定してください。
- *機械工学科、機械電子工学科の卒業生：専攻区分「機械工学」の科目
 - *電気情報工学科の卒業生：専攻区分「電気電子工学」または「情報工学」（研究テーマに応じてどちらか一つを選択）の科目
 - *建設環境工学科の卒業生：専攻区分「土木工学」の科目
- なお、詳細については4月の各コースガイダンスで説明します。

6 履修手続き、試験、成績評価、再履修

(1) 履修手続き

「香川高専専攻科の授業科目の履修等に関する規程」に基づき、選択科目履修届を所定の期日までに提出してください。

(2) 試験

- ① 定期試験は、各学期末に実施します。実施については専攻科棟1階掲示板の掲示および各科目の担当教員に確認してください。
- ② 追試験は、病気等止むを得ない事由により定期試験が受験できなく、追試験願を提出し、許

可された場合に実施されます。

- ③ 担当教員の判断で再試験を実施する場合があります。再試験の実施方法、再試験後の成績の取り扱いについては科目毎に異なるため、各科目の担当教員に確認してください。
- ④ 定期試験において不正行為をした場合は、当該試験期間中に実施した全科目の試験成績を0点とします。

以下の諸注意に違反すると不正行為となることがあります。

1. 不正行為を疑われる言動をとらないこと
2. 試験中は監督教員の指示に従うこと
3. 机の中には一切物が入っていないこと
4. 机上の落書きを消すこと
5. 試験中に物品の貸し借りはしないこと
6. 携帯電話は電源を切り、身に着けないこと
7. 指定された物品以外は机に出さないこと
8. 解答用紙等を試験室から持ち出さないこと
9. 試験開始5分前までに出席番号順に着席すること
10. 試験開始30分以後の入室は認めない
11. 退室時間については監督教員の指示に従うこと

次の行為は不正行為とみなします。また、「諸注意」に違反した場合も不正行為となることがあります。

1. カンニング※1
2. 他に答えを教えたりカンニングの手助けをする行為
3. 机上に試験に関する書き込みがあった場合
4. テスト返却時に解答用紙の改ざんがあった場合
5. 開始指示の前に解答を始めた場合
6. 終了指示の後に解答を続けた場合

※1 次の行為はカンニングとみなします。

- ・試験に関係するメモ等を机上や中等に置いたり見たりする行為
- ・教科書等の内容や他の受験者の答案等を見る行為
- ・他の人から答えを教わることなど

(3) 成績評価

- ① 成績の評価は「シラバス」に表示された方法で行います。
- ② 成績評価と評語及び単位認定は以下のとおりです。

成績評価	90点以上	80点～89点	70点～79点	60点～69点	59点以下
評語	秀	優	良	可	不可
判定	合格				不合格

(4) 再履修

単位を認定されなかった授業科目は、再履修することができます。その場合、時間割によって制限を受けることがあります。

V 学生生活及び諸手続

1 入学時の手続

(1) 入学手続

- ① 入学許可時に指定する書類を提出してください。

② 履修登録は、「IV 履修要領」を参照。

(2) 学生証

専攻科生は入学時に交付されます。専攻科入学時に交付された学生証は2年間有効とします。

学生証は、本校の学生であることを証明するものですから、図書閲覧及び諸施設の利用、備品の使用等に際し、本校教職員から呈示を求められた場合に、直ちに呈示できるように常時携帯してください。紛失したときは直ちに学務係に届け出て再交付を受けてください。

(3) 他の高等専門学校の専攻科や大学等(放送大学を含む)での履修希望者は、他の高等専門学校の専攻科や大学等(放送大学を含む)で開講されている授業科目を受講することも可能です。その手続きは、前もって校長の承認を受けたうえで、各自で行ってください。

(4) 納付金

① 入学時

入学料	84,600円
授業料(前期分)	117,300円
後援会 入会金	8,000円 (本校を卒業し、引き続き専攻科へ入学する場合は不要)
会費(前期分)	6,000円
高松工業会入会金	5,000円(本校卒業生は不要)

② 後期

授業料(後期分)	117,300円
後援会会費	6,000円

2 奨学金・保険制度

(1) 本科生と同様に、入学料・授業料減免制度、奨学金貸与制度があります。募集案内等は、随時周知されます。

(2) 日本スポーツ振興センター災害共済給付制度には、全員加入してください。

また学生総合保険、学生教育研究災害傷害保険(略称「学研災」)、学研災付帯賠償責任保険(略称「学研賠」)等にも加入いただけます。(任意加入)

3 就職斡旋・進学指導

(1) 就職における学校推薦は、専攻長、専攻委員の協議のもとに行われます。

(2) 大学院進学のための手続きなどは、専攻委員、特別研究指導教員に相談してください。

4 学生寮生活

(1) 本科生を優先とするため、希望者が多い場合には選考の上許可されます。

(2) 本科生と同居することに配慮し、基本的に同様の諸規則が適用されます。

5 通学方法等、飲酒、喫煙、スマートフォン

(1) 共通事項

学生は、平日、休日共に「通学方法申請書」等で申請した通学方法及び学生主事の許可を受けた通学方法を遵守してください。申請した通学方法や通学経路等に変更がある場合は、「通学方法申請書」及び「自動二輪車通学許可願」を保護者等の承諾を得た後、指導教員の押印を受け、学生支援係へ提出してください。なお、学期途中での通学方法の変更は、特別な理由がない限り原則と

して認めません。

※申請等をした通学方法以外の方法で通学していた時に事故にあった場合には、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度による保障は受けられません。

※保護者等の送迎時に学生が運転することは禁止しています。

(2) 自動二輪車通学(排気量 125cc 以下)の申請時期、許可基準及び注意等

①申請時期

「自動二輪車通学許可願」は、通学方法に変更等(新規・変更)のある者のみ提出するものとし、申請時期は次の期間に別途指定します。

前期：2月～3月 後期：8月～9月

※学期途中での自動二輪車通学への通学方法の変更は、特別な理由がない限り原則として認めません。

②許可基準

ア 通学距離が原則 5km 以上。

イ 30km を超える遠距離通学は、安全のため原則として認めません。

ウ 排気量が 125cc 以下かつ純正のみを許可し、特殊形式及び改造した自動二輪車での通学は認めません。

エ 使用する自動二輪車は、法律で定める自動車損害賠償責任保険の他に、対人・対物賠償無制限の任意保険に加入している者に限ります。

オ 自動二輪車を使用する者は、ジェット型・フルフェイス型の安全性の高いヘルメットを着用し、あごひもを締めてください。

③自転車及び自動二輪車通学のための注意

ア 自動二輪車を使用する者は、道路交通法その他の交通法規を厳守するとともに、学校の定める規則に従わなければなりません。

イ 許可された自動二輪車は本人が使用し、他人には貸さないでください。

ウ 自転車及び自動二輪車の 2 人乗りは禁止です。

エ 使用する自転車は、自転車損害保険に加入しているものに限ります。

オ 自転車にはスタンドを必ず付けてください。

カ 自転車通学及び自動二輪車通学が許可された車両については通学許可証(ステッカー)を指定された箇所に貼付してください。

キ 許可されていない自転車でやむを得ず一時的に登校した場合は、登校時に学生支援係へ申し出て、臨時駐輪手続きを行ってください。

ク 許可されていない自動二輪車での通学は認めません。許可された自動二輪車で通学できない場合は、自転車か公共交通機関で通学してください。なお、自転車で通学する場合はキのとおりです。

ケ 校内走行速度は、最高時速 20km/h 以下です。校内は事故防止のため、一般棟から北側への自動二輪車の乗り入れを禁止しています。

コ 自転車・自動二輪車は、定められた区画内に、早く来た者から順に端から整列して置いてください。

サ 寮西側から学校に通じる道は通行しないでください。また、校内の自動二輪車通行路は別に定める通路内とします。

④ 交通事故、交通違反を起こした者は、速やかに学生主事へ報告しなければなりません。

⑤ 事故発生ときは、加害者、被害者のいずれの場合にかかわらず、事故処理、賠償問題については保護者等(留学生の場合は留学生本人)において一切の責任を負うものとします。(自動二輪車通学許可基準)を確認してください。

令和4年度以降自動二輪車通学許可基準	
対象	本科及び専攻科学生 ※本科5年生及び専攻科学生で、125ccを超える自動二輪車で通学を希望する場合は、四輪通学の許可基準を準用
排気量	125cc以下
通学距離	キャンパスから最も遠い最寄りの駅より遠く、路線距離で30Km以内
免許取得時期	<ul style="list-style-type: none"> ・原付及び普通二輪（125cc以下）の自動車学校入校は本科1年次の冬休み以降で、免許証交付は本科1年次末の卒業式の翌日以降 ・普通二輪（125cc超え400cc以下）及び大型二輪の自動車学校入校は本科3年次の冬休み以降で、免許証交付は本科3年次末の卒業式の翌日以降 ・定めた期日以前に運転免許を取得しなければならない特別な理由がある場合、学生主事の許可を得れば取得することができる ・原級等により進級の遅れた者の運転免許取得については、その者の入学年次の在學生と同じ学年とみなして許可する
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・本科1～3年生が免許を取得する場合は、自動車学校等へ入校する前に必ず「自動二輪車運転免許取得許可願」を学生支援係へ提出し、学生主事の許可を得て入校及び受験をすること ・免許を取得した場合は、「運転免許取得届」及び免許証の写し（両面）を学生主事へ提出すること ・自動二輪車通学を希望する者は、「通学方法申請書」及び「自動二輪車通学許可願」を保護者等の承諾並びに学級担任又は指導教員の押印を受けた後、学生支援係へ提出し、学生主事の許可を受けなければならない ・許可を受けた車両には、通学許可証（ステッカー）を指定された箇所に貼付すること ・通学方法に変更等（新規・変更・取消）のある学生は速やかに「通学方法申請書」及び「自動二輪車通学許可願」を学生支援係へ提出し、学生主事の許可を得ること
自動二輪車及びヘルメット	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音が出る、ナンバープレートの跳ね上げ等整備不良、改造した自動二輪車で通学は許可しない ・自動二輪車を使用する者は、ジェット型又はフルフェイス型のヘルメットを正しく着用すること
保険	使用する自動二輪車は、法律で定める自動車損害賠償責任保険の他に、任意保険（対人・対物賠償無制限）に加入しているものに限る
交通法規及び学校の規則	<ul style="list-style-type: none"> ・交通法規及び交通マナーを守り、常に安全運転を心掛けること ・学生は、平日、休日共に「通学方法申請書」等で申請した通学方法及び学生主事の許可を受けた通学方法を遵守すること ※申請等をした通学方法以外の方法で通学していた時に事故にあった場合には、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の保障は受けられません ・許可された自動二輪車は本人が使用し、他人には貸さないこと ・二人乗りはしないこと ・校内では徐行運転（最高速度20Km/h）を厳守すること ・校内は事故防止のため、一般棟から北側へ自動二輪車で乗入は禁止とする
事故・違反	<ul style="list-style-type: none"> ・交通事故、交通違反を起こした者は、速やかに学生支援係へ「事故届」「交通違反届」を提出し、学生主事へ届出ること。また、事故発生の際は、加害者、被害者のいずれの場合にかかわらず、事故処理、賠償問題については保護者等（留學生の場合は留學生本人）において一切の責任を負うものとする ・過去において、交通事故・交通違反をおこした者は許可しないことがある ・通学方法違反がある場合は、累積回数により、定期の通学許可日から指定の期間を置いたのちの許可とする 1回：1か月 2回：3か月 3回：6か月 ・交通事故・交通違反を起こした場合、本人の過失が大で被害者が重傷又は死亡したとき、又は家屋等に大きな被害を与えたときは、学校として処分する場合がある
通学許可時期	本科2年次の後期より（二輪車安全運転講習会受講後）
駐輪場	定められた区画内に、早く来たものから順に端から整列して置くこと
安全講習会	本科2・3年生の自動二輪車通学の許可は、原則として二輪車安全運転講習会を受講していることを条件とする
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・駐輪場の制約から、本科2・3年生の全希望学生が駐輪できない場合には、3年生を優先して許可し、2年生については距離が遠い学生を優先する ・寮西側から学校に通じる道は通行しないこと。また、校内の自動二輪車通行路は別に定める通路内とする ・特別許可願が提出され、夕方の居残りの必要性和防犯効果が認められた場合は、後期に限り通学距離によらず女子学生の自動二輪車通学を許可する ・船舶を利用し高松築港から通学する場合には、自動二輪車の使用を許可する。ただし、高松港側に自動二輪車を駐輪する場合には、契約書等を学生支援係へ提出すること ・寮生以外の留學生の通学方法については、個別に相談するものとする

(2) 四輪又は125ccを超える自動二輪車通学の許可基準

下記の許可条件を満たした場合に限り、希望者に四輪又は125ccを超える自動二輪車通学を許可します。

四輪又は125ccを超える自動二輪車通学を希望する者は、「通学方法申請書」で保護者等の承認を得、学級担任又は指導教員の押印を受けた後、学生支援係へ提出し、学生主事の許可を受けてください。なお、事故については、学校は一切責任を負いません。

① 申請時期

随時(原則毎月の20日を締め切りとし、審議の上、問題がなければ翌月1日から許可)

② 許可条件

下記の条件を全て満たすこと。

- ・申請時点で1年以内に交通関係の学科長注意以上の処分(学生主事所管)を受けていない者
- ・通学距離が原則5km以上の者
- ・各自の責任のもと、民間駐車を契約した者
- ・任意保険(対人：無制限、対物：無制限)に加入していること

③ 許可申請のための提出書類

ア 通学方法申請書

イ 運転免許証の写し(両面)

ウ 民間駐車場の住所と地図

エ 契約書の写し(借主氏名・住所、駐車場番号、契約期間、駐車場管理者名・住所記載)

オ 費用が発生しない場合には使用許諾書

カ 任意保険証書の写し

④ 許可後の対応

ア 通学時の同乗は認めません。(兄弟姉妹も同様)(登校後、一時的に外出する場合にも同乗を認めません)(学校活動はすべてこれに準じます)

イ 民間駐車場から学校までは、徒歩又は自転車(指定ステッカー必要)とします。

ウ 下記の場合には許可を取り消します。または、許可を一時停止します。

a 上記ア、イに違反した場合

b 住民や管理者等から苦情が来て本人に責任がある場合

c 法令に違反し事故を起こした場合

エ 上記の許可条件を満たさなくなった場合、及び交通関係の学科長注意以上の処分(学生主事主管)を受けた場合には許可を取り消します。

(3) 飲酒・喫煙について

校内においては飲酒を禁じています。また、校内は分煙のため、喫煙所を利用する学生は、年度ごとに「喫煙所使用願」を学生支援係へ提出し、学生主事の許可を得てください。

(4) スマートフォン(携帯電話)等の使用について

校内への持ち込みは可能であるが、以下のルールを守って使用してください。ルールを守れない場合は指導処分の対象となります。

○校内における利用制限について

授業時間中の使用は原則禁止とする。また、音や映像により他人に迷惑をかける行為を禁止する(常時マナーモードまたは電源を切ること)。

○インターネットの利用にあたっては、香川高専生としての品位を保ち、社会の一員としての自覚と責任を持つこと。特にSNS(フェイスブック、ツイッター、ライン等)、メール等における、次のような行為を禁止する。

- ・他人の悪口や見た人を不快にさせるような書き込み

- ・ 本人の許可を得ず、個人情報(写真、動画を含む)を掲載する行為
- ・ 違法行為を特定又は類推させるような言動を掲載する行為
- ・ その他、本校、教職員、在校生、卒業生及び修了生の社会的評価を失墜させる行為

6 高松キャンパス後援会

- (1) 学生の育成を全うするため、学校の教育研究事業を助成することを目的とするものですので、ご入会ください。
- (2) 入会金 8,000 円(本校を卒業し、引き続き専攻科へ入学する場合は免除)
会 費 6,000 円(半期)

7 高松工業会

- (1) 専攻科修了後の同窓会活動に関するものですので、ご入会ください。
- (2) 入会金 5,000 円(本校卒業生は免除)

8 学生の居室

専攻科棟に専攻科生が各自で使用できる机、椅子等がコース別の居室に用意されています。

機械工学コース : 専攻科棟 1 階 機械工学コース共同実験室(1)

電気情報工学コース : 各特別研究指導教員の研究室

機械電子工学コース : 専攻科棟 4 階 ゼミ・談話室

建設環境工学コース : 専攻科棟 5 階 建設環境工学コース実験室(2)

9 専攻科棟等出入のカードキーの交付について

専攻科棟(時間外)や地域イノベーションセンターを出入りするためにはカードキーの交付を受ける必要があります。指導教員を通じて年度ごとに交付を受けてください。

10 専攻科棟の出入について

専攻科棟へ休日または平日の 23 時以降に出入する場合は、事前に届けが必要です。別紙(「専攻科棟の休日および夜間使用について」)に従って届けてください。

11 学会発表等に伴う交通費等の補助について

教員に同行して学会で研究発表等を行う場合、後援会からの補助があります。さらに、教育研究支援基金及び国際交流支援基金に申請し、採択されれば、交通費、宿泊費等に対して一定の補助が受けられる場合があります。詳細は P48~56 を読んでください。年 2 回募集があるので、専攻科棟 1 階の掲示を確認する習慣をつけてください。

12 創造工学専攻学生向け掲示板等について

専攻科棟 1 階に、専攻科生用の掲示板があります。

次の URL(学内限定)から創造工学専攻で必要となる各種書類及び行事予定表をダウンロードできます。<https://www.kagawa-nct.ac.jp/AV/local/>

13 諸手続一覧(高松キャンパス)について

学則、学生準則及びその他諸規程における手続きに要する所定の用紙は下記一覧表の担当係にあるので、遅延なく手続きをするよう心掛けてください。

(1) 交付を受けるもの

種類	交付係	時期	備考
学 生 証	学務係	1 学年の始め	

(2) 願い出て交付を受けるもの

種類	交付係	時期	備考
学 生 証	学務係	紛失等により再交付を願 い出るとき	(再交付願)
在 学 証 明 書	〃	必要時	(交付願)就職については キャアサポートセンターを 経由のこと。 必要時(1 週間前まで)
成 績 証 明 書	〃	〃	(交付願)就職については キャアサポートセンターを 経由のこと。 必要時(1 週間前まで)
卒 業 見 込 証 明 書	〃	〃	(交付願)就職については キャアサポートセンターを 経由のこと。
修 了 見 込 証 明 書	〃	〃	(交付願)就職については キャアサポートセンターを 経由のこと。
卒 業 証 明 書	学務係	必要時	
修 了 証 明 書	〃	〃	
健 康 診 断 書	保健室	必要時(1 週間前まで)	(交付願)就職については キャアサポートセンターを 経由のこと。 必要時(1 週間前まで)
学 制 旅 客 運 賃 割 引 証	学生支援係	必要時	
通 学 証 明 書	〃	必要時(3 日前まで)	
在 寮 証 明 書	学生生活係	必要時	

(3) 届け出るもの

種類	交付係	時期	備考
誓 約 書	学務係	入学時	
選 択 科 目 履 修 届	〃	(前期)4 月指定日まで (後期)10 月指定日まで	
住 居 変 更 届	〃	その都度	
身 上 異 動 届	〃	〃	
保 証 人 変 更 届	〃	〃	

海外渡航届	〃	〃	
事故届	〃	〃	
交通違反届	〃	〃	
被害届	〃	〃	

(4) 願い出て許可を受けるもの

種類	交付係	時期	備考
休学願	学務係	その都度	
復学願	〃	〃	
退学願	〃	〃	
追試験願	〃	登校後1週間以内	
他専攻の授業科目履修願		(前期)4月指定日まで (後期)10月指定日まで	
他大学等の授業科目履修願		(前期)4月指定日まで (後期)10月指定日まで	
修業年限変更願		その都度	
就職・進学等書類交付願	学務係	必要時	進学
	学生支援係		就職
集会(催物,その他の行事)許可願	学生支援係	随時(1週間前まで)	教室等使用の場合
入学料免除/徴収猶予申請書	〃	指定期日	
授業料免除/徴収猶予/月割分納申請書	〃	指定期日 免除・猶予は年2回	
各種奨学金等申請書	〃	指定期日	
学生団体結成願	〃	必要時	
校外団体参加願	〃	〃	
通学方法申請書	〃	1年生:入学時・9月	徒歩・自転車: 学期途中での通学方法の変更は、特別な理由がない限り原則として認めない。 四輪・二輪125cc超: 原則毎月20日〆切とし、審議のうえ、翌月1日から許可
自動二輪車通学許可願	〃	新規:8月・2月 車種変更等がある者: 随時	別途指定する。 学期途中での通学方法の変更は、特別な理由がない限り原則として認めない。
長期休業中通学許可願兼通学証明書交付願	〃	長期休業前	寮生のうち長期休業中自宅から通学を希望する者
ステッカー(自転車・自動二輪車)再交付願	〃	〃	自転車変更等がある者も含む

合 宿 許 可 願	〃	必要時(1週間前まで)	
和 敬 館 使 用 許 可 願	〃	〃	
施 設 ・ 設 備 使 用 許 可 願	〃	随時	
喫 煙 所 使 用 願	〃	〃	年度毎に願出が必要
入 寮 願	学生生活係	入寮時	
入 寮 誓 約 書	〃	〃	
退 寮 願	〃	退寮時	
継 続 在 寮 願	〃	1月中旬	引き続き、翌年度も在寮を希望する場合
休 寮 願	〃	その都度	
復 寮 願	〃	〃	
鍵 交 付 等 申 請 書	施設係	〃 (指導教員を通じ、年度毎に交付を受ける)	専攻科棟(時間外)・地域イノベーションセンターの出入りにカードキーの交付が必要

(5) インターンシップ関連

種 類	交付係	時 期	備 考
申 込 書	キャリアポートセンター	随時	国内
	学務係	〃	海外(様式は通常と異なる)
報 告 書	キャリアポートセンター	〃	国内
	専攻長	〃	海外
単 位 申 請 書	学務係	1年次または2年次の1月	

(6) その他

種 類	交付係	時 期	備 考
就 職 試 験 報 告 書 大 学 院 入 学 試 験 報 告 書	専攻長	随時	
教 育 研 究 支 援 金 ・ 国 際 交 流 支 援 事 業 金 助 成 申 請 書	学務係	必要時	4月と9月に募集する
学 会 発 表 旅 費 等 申 請 書 学 会 発 表 旅 費 等 請 求 書	学務課課長補佐	〃	

14 授業時間割について

授業時間割は次のとおりです。

【通常】

(予鈴)	(8 : 40)
1コマ	8 : 50 ~ 10 : 20
2コマ	10 : 30 ~ 12 : 00
昼休み	12 : 00 ~ 12 : 50
(予鈴)	(12 : 40)
3コマ	12 : 50 ~ 14 : 20
4コマ	14 : 30 ~ 16 : 00

【大掃除】

大掃除	12 : 50 ~ 13 : 10
3コマ	13 : 10 ~ 14 : 40
4コマ	14 : 50 ~ 16 : 20

【試験期間中】

(予鈴)	(8 : 40)
1コマ	8 : 50 ~ 10 : 20
2コマ	10 : 35 ~ 12 : 05
昼休み	12 : 05 ~ 13 : 00
(予鈴)	(12 : 50)
3コマ	13 : 00 ~ 14 : 30
4コマ	14 : 45 ~ 16 : 15

15 自然災害(台風等)による休校について

(1) 午前6時の時点で、香川県高松地域(除く直島町)、中讃地区又は東讃地区(除く東かがわ市)いずれかの市・町(注1)に、「大雨警報」「暴風警報」「洪水警報」(以下「警報」という。)のいずれかの警報が発令されていれば休校とし、授業等(注2)は行いません。

ただし、午前9時までに警報が解除された場合は、当日の5限目以降の授業等を行います。

(2) 午前6時以降(登校中)に上記警報が発令された場合は、休校となるので安全な経路・方法により、速やかに自宅に戻ってください。

(3) 居住地域で警報が発令された場合は、自宅で待機してください。

(4) 登校に際し安全な通学路が確保できない場合は、学校に連絡し、指示を受けてください。

(5) 登校後、上記の警報が発令された場合又はその他の自然災害(大雪・地震等)が発生した場合は、別途指示します。

(6) 休校、休講の場合は、指示された日に補講を受けてください。

(7) 学生又は保護者等の身体や自宅等に被害が生じたときは、速やかに指導教員又は学務課に連絡してください。

(注1)該当する市町名称：高松市，さぬき市，三木町，丸亀市，坂出市，善通寺市，宇多津町，綾川町，琴平町，多度津町，まんのう町をいう。

(注2)通常の授業，集中講義，補講，課外活動，インターンシップ等の学生が参加する活動をいう。

16 各種相談制度について

ア 学生相談

学生相談室は、下記のための場所です。

- (1) 学生からの相談
- (2) 保護者等からの相談
- (3) 教職員に対するコンサルテーション

学生相談室では、学生の皆さんが心穏やかに、豊かで充実した高専生活を送れるよう、学校生活における様々な相談をお受けします。友人や家族との人間関係に関する悩み、就職か進学かという進路についての悩み、学業や寮生活に関する悩み等、特に大きな悩みでなくても何か心に引っかかることがあればいつでも気軽にご利用ください。学生相談室員は、皆さんの心に寄り添いながら、悩みを解決する糸口を見つけることができるようにお手伝いをさせていただきます。相談内容についての秘密は必ず守りますので安心して「学生相談室」の札を掲示している室員の部屋をノックしてください。

本校の相談室には、室員(本校教職員)のほかに、公認心理師・臨床心理士の資格を持つカウンセラーと社会福祉学に基づく支援を行うスクールソーシャルワーカーもいます。カウンセラーは、週に2~3回来校し、図書館棟3階の学生相談室で学生、保護者等、教職員を対象に専門的なカウンセリングを行ってくれます。カウンセラーによる面談日等については、本校ホームページ、また各H・R教室や学生相談室に掲示してあります。ただし、それ以外の日時でもカウンセラーの都合がつけば面談ができますので、室員に申し出てください。スクールソーシャルワーカーは、週に1~2回来校しますので、キャリアサポート相談室等で勉強のこと就職のことなど幅広い相談を受け付け、支援方法をともに模索します。

学生相談室専用メールアドレスを以下に記します。カウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの面談予約、相談室員との面談希望、また相談等に気軽にご利用ください。

soudan@t.kagawa-nct.ac.jp

イ 健康相談

毎年春季に学生定期健康診断を実施していますが、これとは別に毎月1回学校医による健康相談日を設けて、相談に応じています。

体に不安がある学生は相談してください。場所は保健室で、日時はその都度周知します。

ウ いじめ連絡窓口

「いじめ」を受けている又は他の学生が「いじめ」を受けていることを知っている学生からの情報提供を以下のいじめ連絡窓口(Forms)で受け付けています。ささいなことでも構いません。気になることがあれば、気軽にいつでも連絡してください。

<https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyLgF90nb11FKmr8EN4nfR1FUQhCN1FDVz1FMERHOTgORORYMF11MDQ20S4u>



17 指導処分について

法律，学則，その他の諸規則に違反した場合は，指導処分の対象とします。

特例適用専攻科に係る認定科目表

学校名 香川高等専門学校
専攻科/学科名 創造工学専攻（電気情報工学コース）/電気情報工学科

専攻科の名称 工学
専攻の区分 情報工学
適用年度 令和2年度入学生適用

単位修得の要件による分類						開設科目					単位	履修年次	シラバス 照査ページ	備考	
科目区分	①	②	③	④	⑤	学校における区分	科目番号(注)	授業科目名	必/選	単位数	履修年次				
専門科目								電気回路Ⅰ・同演習	必修	3	B・4		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								オペレーティングシステム	必修	2	B・4		A群 計算機システムに関する科目		
								情報通信ネットワーク	必修	2	B・4		A群 計算機システムに関する科目		
								計算機ハードウェア	必修	2	B・4		A群 計算機システムに関する科目		
								電子情報工学実験Ⅱ	必修	3	B・4		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								電気回路Ⅱ・同演習	選択	3	B・5		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								電子回路Ⅰ・同演習	選択	4	B・4		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								半導体物理	選択	2	B・4		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								アルゴリズム	選択	2	B・4		A群 情報工学基礎に関する科目		
								板外実習	選択	1	B4.5		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								特別講義Ⅰ	選択	1	B4.5		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								特別講義Ⅱ	選択	1	B4.5		A群 情報処理に関する科目		
								電子情報工学応用実験	必修	3	B・5		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								卒業研究	必修	6	B・5		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								回路設計	必修	2	B・5		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								通信工学	選択	2	B・5		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								制御理論	選択	2	B・5		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								デジタル計測制御	選択	2	B・5		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								情報・符号理論	選択	2	B・5		A群 情報工学基礎に関する科目		
								信号処理	選択	2	B・5		A群 情報工学基礎に関する科目		
								インターフェース	選択	2	B・5		A群 情報処理に関する科目		
								電子回路Ⅱ・同演習	選択	2	B・5		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								マルチメディア工学	選択	2	B・5		A群 情報処理に関する科目		
								電子デバイス	選択	2	B・5		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								コンピュータシミュレーション	選択	2	B・5		A群 情報処理に関する科目		
								特別研究Ⅰ	必修	6	B群1		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								特論Ⅰ	必修	2	B群1		A群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								環境電磁工学	選択	2	B群1		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								現代制御論	選択	2	B群1		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								プロジェクト管理論	選択	2	B群1		A群 情報処理に関する科目		
								電子物性	選択	2	B群1		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								線形回路	選択	2	B群1		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								情報通信工学	選択	2	B群1		A群 計算機システムに関する科目		
								デジタル信号処理	選択	2	B群1		A群 情報処理に関する科目		
								知識工学	選択	2	B群1		A群 情報処理に関する科目		
								画像処理工学	選択	2	B群1		A群 情報処理に関する科目		
								最適化工学	選択	2	B群1		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								情報工学特論Ⅰ	選択	2	B群1		A群 計算機システムに関する科目		
								メカトロニクス	選択	2	B群1		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								特論Ⅱ	必修	2	B群2		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								情報工学特論Ⅱ	必修	2	B群2		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								エネルギー変換工学	選択	2	B群2		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								半導体工学	選択	2	B群2		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								マイクログラフ工学	選択	2	B群2		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								数値解析特論	選択	2	B群2		A群 情報処理に関する科目		
								情報工学特論Ⅱ	選択	2	B群2		A群 電気電子・通信・システムに関する科目		
								パワーエレクトロニクス	選択	2	B群2		A群 電子工学に関する科目		
単位計	48	48	108	0	0										
関連科目								環境化学	選択	2	B・4		関連 工学の基礎となる科目		
								物理化学基礎	選択	2	B・4		関連 工学の基礎となる科目		
								工業数学Ⅰ	必修	2	B・4		関連 工学の基礎となる科目		
								電磁気学Ⅰ・同演習	必修	3	B・4		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業数学Ⅱ	選択	2	B・4		関連 工学の基礎となる科目		
								電磁気学Ⅱ	必修	3	B・4		関連 工学の基礎となる科目		
								電磁気学Ⅱ・同演習	選択	3	B・4		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								ソフトウェア特別実習Ⅱ	選択	4	B・4		関連 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								ソフトウェア特別実習Ⅲ	選択	4	B・5		関連 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
								技術科学フロンティア概論	選択	1	B4.5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								エネルギー環境工学	必修	2	B・5		関連 工学の基礎となる科目		
								特別講義Ⅲ	選択	2	B・5		関連 工学の基礎となる科目		
								科学技術英語	選択	2	B・5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								統計データ処理	選択	2	B・5		関連 工学の基礎となる科目		
								電気電子材料	選択	2	B・5		関連 工学の基礎となる科目		
								技術者倫理	必修	2	B・5		関連 工学の基礎となる科目		
								数学特論Ⅰ	必修	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								現代物理学	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								知的財産権	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								工業基礎科目	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								工業英語	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								数学特論Ⅱ	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								物理化学	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								工業基礎科目	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								工業基礎科目	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								工業基礎科目	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								工業基礎科目	選択	2	B群1		関連 工学の基礎となる科目		
								工業基礎科目	選択	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
								工業基礎科目	必修	2	B群1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目		
単位計	55	55	0	89	81	2									
学修総まとめ科目								特別研究Ⅱ	必修	10	B群2		B群 情報工学に関する演習・実験・実習科目		
専攻科科目	10	0	10	10	0	0									
								保健・体育Ⅳ	必修	2	B・4		専攻科科目		
								文学特論Ⅰ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								英語Ⅳ	選択	3	B・4		専攻科科目		
								英語Ⅳ A	選択	2	B・4		専攻科科目		
								英語Ⅳ B	選択	2	B・4		専攻科科目		
								語学特論Ⅰ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								語学特論Ⅱ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								語学特論Ⅲ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								語学特論Ⅳ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								人文科学Ⅰ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								人文科学Ⅱ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								人文科学Ⅲ	選択	2	B・4		専攻科科目		
								海外英語演習	選択	1	B4.5		専攻科科目		
								保健・体育Ⅴ	選択	1	B・5		専攻科科目		
								社会科Ⅰ	選択	2	B・5		専攻科科目		
								社会科Ⅱ	選択	2	B・5		専攻科科目		
								社会科Ⅲ	選択	2	B・5		専攻科科目		
								英語Ⅴ A	選択	2	B・5		専攻科科目		
								英語Ⅴ B	選択	2	B・5		専攻科科目		
								経営論	必修	2	B群1		専攻科科目		
								実践英語	必修	2	B群1		専攻科科目		
								海外語学研修	選択	2	B群1.2		専攻科科目		
								法学	選択	2	B群2		専攻科科目		
								文学作品講義	選択	2	B群2		専攻科科目		
単位計	10	0	0	0	49	22									

【単位修得の要件】

- ① 123/62 認定専攻科で修得した単位：全ての科目（2年課程：≥62単位 1年課程：≥31単位）
- ② 103/40 認定専攻科で修得した単位：専門科目（学修総まとめ科目に該当する授業科目を除く）+関連科目（2年課程：≥40単位 1年課程：≥20単位）
- ③ 59/21 認定専攻科で修得した単位：専門科目（学修総まとめ科目に該当する授業科目を含む）（2年課程：≥31単位）
- ④ 205/62 本科及び認定専攻科で修得した単位：専門科目（学修総まとめ科目に該当する授業科目を含む）+関連科目（≥62単位）
- ⑤ 130/24 本科及び認定専攻科で修得した単位：専門科目以外（≥24単位）
- ⑥ 24/40 本科及び認定専攻科で修得した単位：外国語の単位（必ず含む）

専門科目	116	40
A群	82	30
情報工学基礎に関する科目	6	4
計算機システムに関する科目	9	4
情報処理に関する科目	17	4
B群	34	6
関連科目	80	4

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

特例適用専攻科に係る認定科目表

学 校 名	香川高等専門学校
専攻科/学科名	創造工学専攻(建設環境工学コース)/建設環境工学科
専攻分野の名称	工学
専攻の区分	土木工学
適用年度	令和2年度入学生適用

科目区分	単位修得の要件による分類					学校における区分	科目番号(注)	授業科目名	必・選	単位数	履修年次	シラバス 編成ページ	摘要	
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)									
専門科目				○			専門科目	建設構造設計学	必修	3	本4		A群 構造・材料に関する科目	
				○			専門科目	防災工学基礎	必修	2	本4		A群 土質・施工に関する科目	
				○			専門科目	計画学基礎	必修	2	本4		A群 都市・景観に関する科目	
				○			専門科目	建設環境工学演習Ⅱ	必修	1	本4		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
				○			専門科目	創成工学	必修	2	本4		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
				○			専門科目	建設環境工学実験実習Ⅱ	必修	2	本4		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
				○			専門科目	建設環境工学設計製図Ⅰ	必修	2	本4		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
				○			専門科目	構造力学Ⅱ	選択	2	本4		A群 構造・材料に関する科目	
				○			専門科目	土の力学	選択	2	本4		A群 土質・施工に関する科目	
				○			専門科目	水理学	選択	2	本4		A群 水工・環境に関する科目	
				○			専門科目	建設工法学	選択	2	本4		A群 土質・施工に関する科目	
				○			専門科目	環境工学Ⅱ	選択	2	本4		A群 水工・環境に関する科目	
				○			専門科目	地域防災学	必修	1	本5		A群 土質・施工に関する科目	
				○			専門科目	地域環境学	必修	1	本5		A群 水工・環境に関する科目	
				○			専門科目	地域整備学	必修	1	本5		A群 都市・景観に関する科目	
				○			専門科目	建設環境工学演習Ⅲ	必修	1	本5		A群 構造・材料に関する科目	
				○			専門科目	建設環境工学設計製図Ⅱ	必修	2	本5		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
				○			専門科目	卒業研究	必修	6	本5		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
				○			専門科目	河川水文学	選択	1	本5		A群 水工・環境に関する科目	
				○			専門科目	海岸工学	選択	1	本5		A群 水工・環境に関する科目	
				○			専門科目	環境アセスメント	選択	2	本5		A群 水工・環境に関する科目	
				○			専門科目	測量学Ⅲ	選択	2	本5		A群 計画・交通に関する科目	
				○			専門科目	構造工学	選択	2	本5		A群 構造・材料に関する科目	
				○			専門科目	地盤工学	選択	2	本5		A群 土質・施工に関する科目	
				○			専門科目	建築構造学	選択	2	本5		A群 構造・材料に関する科目	
				○			専門科目	環境工学特論	選択	2	本5		A群 水工・環境に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	工学実験・実習Ⅰ	必修	2	専1		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
		○	○	○	○		専門科目	工学実験・実習Ⅱ	必修	2	専1		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
		○	○	○	○		専門科目	特別研究Ⅰ	必修	6	専1		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
		○	○	○	○		専門科目	前震設計学	選択	2	専1		A群 構造・材料に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	構造解析学	選択	2	専1		A群 構造・材料に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	交通計画	選択	2	専1		A群 計画・交通に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	都市デザイン	選択	2	専1		A群 都市・景観に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	環境防災工学Ⅰ	必修	2	専1		A群 土質・施工に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	流体力学特論	選択	2	専1		A群 水工・環境に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	建設数理計画学	選択	2	専1		A群 計画・交通に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	社会基盤計画学	選択	2	専1		A群 都市・景観に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	情報システム	必修	2	専1		A群 都市・景観に関する科目	
		○	○	○	○		専門科目	建設工学演習	選択	2	専1		B群 土木工学に関する実験・実習科目	
		○	○	○	○		専門科目	維持管理工学	選択	2	専2		A群 構造・材料に関する科目	
	○	○	○	○		専門科目	環境防災工学Ⅱ	必修	2	専2		A群 土質・施工に関する科目		
	○	○	○	○		専門科目	環境倫理・マネージメント	必修	2	専2		A群 水工・環境に関する科目		
単位計	36	36	36	88	0	0								
関連科目				○	○		専門科目	建設応用数学Ⅰ	必修	2	本4		関連 工学の基礎となる科目	
				○	○		専門科目	物理学基礎Ⅱ	選択	1	本4		関連 工学の基礎となる科目	
				○	○		専門科目	特別講義Ⅰ	選択	1	本4		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
				○	○		専門科目	校外実習	選択	1	本4.5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
				○	○		専門科目	ソフトウェア特別実習Ⅱ	選択	4	本4		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
				○	○		専門科目	ソフトウェア特別実習Ⅲ	選択	4	本5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
				○	○		専門科目	技術科学フロンティア概論	選択	1	本4.5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
				○	○		専門科目	建設応用数学Ⅱ	選択	2	本5		関連 工学の基礎となる科目	
				○	○		専門科目	応用データ処理学	選択	2	本5		関連 工学の基礎となる科目	
				○	○		専門科目	情報処理工学	選択	2	本5		関連 工学の基礎となる科目	
				○	○		専門科目	電気工学概論	選択	1	本5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
				○	○		専門科目	特別講義Ⅱ	選択	1	本5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
				○	○		専門科目	特別講義Ⅲ	選択	1	本5		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
		○	○	○	○		工学基礎	技術管理	必修	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○		工学基礎	数学特論Ⅰ	必修	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○		工学基礎	現代物理学	選択	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○		工学基礎	知的財産権	選択	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○	○	工学基礎	工業英語	選択	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○	○	工学基礎	数学特論Ⅱ	選択	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○	○	工学基礎	物理化学	必修	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○	○	工学基礎	応用物理学	必修	2	専1		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○	○	専門科目	輪講Ⅰ	必修	2	専1		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
		○	○	○	○	○	専門科目	インターンシップⅠ	選択	1	専1.2		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
		○	○	○	○	○	専門科目	インターンシップⅡ	選択	2	専1.2		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
		○	○	○	○	○	専門科目	インターンシップⅢ	選択	4	専1.2		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
		○	○	○	○	○	専門科目	インターンシップⅣ	選択	6	専1.2		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
		○	○	○	○	○	専門科目	特別講義	選択	2	専1.2		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○	○	工学基礎	分析化学	選択	2	専2		関連 工学の基礎となる科目	
		○	○	○	○	○	専門科目	輪講Ⅱ	必修	2	専2		関連 工学及び周辺技術等に関する科目	
	単位計	37	37	0	60	60	2							
	学修総まとめ科目	○	○	○	○	○		専門科目	特別研究Ⅱ	必修	10	専2		B群 土木工学に関する実験・実習科目
	単位計	10	0	10	10	0	0							
	専攻外科目				○			一般科目	保健・体育Ⅳ	必修	2	本4		専攻外科目
					○			一般科目	文学特論Ⅰ	選択	2	本4		専攻外科目
					○			一般科目	環境化学	選択	2	本4		専攻外科目
					○			一般科目	物理化学基礎	選択	2	本4		専攻外科目
					○	○		一般科目	英語Ⅳ	選択	3	本4		専攻外科目
				○	○		一般科目	英語Ⅳ A	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	英語Ⅳ B	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	語学特論	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	語学特論Ⅰ	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	語学特論Ⅱ	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	語学特論Ⅲ	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	語学特論Ⅳ	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	人文科学Ⅰ	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	人文科学Ⅱ	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	人文科学Ⅲ	選択	2	本4		専攻外科目	
				○	○		一般科目	海外英語演習	選択	1	本4.5		専攻外科目	
				○	○		一般科目	保健・体育Ⅴ	選択	1	本5		専攻外科目	
				○	○		一般科目	社会科学Ⅰ	選択	2	本5		専攻外科目	
				○	○		一般科目	社会科学Ⅱ	選択	2	本5		専攻外科目	
				○	○		一般科目	社会科学Ⅲ	選択	2	本5		専攻外科目	
				○	○		一般科目	英語Ⅴ A	選択	2	本5		専攻外科目	
				○	○		一般科目	英語Ⅴ B	選択	2	本5		専攻外科目	
		○	○	○	○		教養科目	経営論	必修	2	専1		専攻外科目	
		○	○	○	○		教養科目	美談英語	必修	2	専1		専攻外科目	
		○	○	○	○		工学基礎	海外語学研修	選択	1	専1.2		専攻外科目	
		○	○	○	○		教養科目	法学	選択	2	専2		専攻外科目	
		○	○	○	○		教養科目	文学作品講読	選択	2	専2		専攻外科目	
単位計		9	0	0	0	40	9							

【単位修得の要件】

①	92	認定専攻科で修得した単位：全ての科目〔2年課程：≥62単位 1年課程：≥31単位〕
②	73	認定専攻科で修得した単位：専門科目（学修総まとめ科目に該当する授業科目を除く）+関連科目〔2年課程：≥40単位 1年課程：≥20単位〕
③	46	認定専攻科で修得した単位：専門科目（学修総まとめ科目に該当する授業科目を含む）〔2年課程：≥31単位 1年課程：≥16単位〕
④	158	本科及び認定専攻科で修得した単位：専門科目（学修総まとめ科目に該当する授業科目を含む）+関連科目〔≥62単位〕
⑤	100	本科及び認定専攻科で修得した単位：専門科目以外〔≥24単位〕
⑥	11	本科及び認定専攻科で修得した単位：外国語の単位〔必ず含む〕
門目	40	
A群	50	
B群	5	
区分数	39	
6群	6	
選科目	51	

専攻の区分ごとの修得単位の審査の基準

香川高等専門学校学則

平成 21 年 10 月 1 日制定

第 1 章 本校の目的

(目的)

- 第 1 条 本校は、教育基本法にのつとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。
- 2 本校は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。
- 3 本校は、その教育研究水準の向上に資するため、定期的に、教育研究等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

第 2 章 修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

- 第 2 条 修業年限は、5 年とする。

(学年)

- 第 3 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学期)

- 第 4 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

- 2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。
- 3 前期の前半を第 1 学期、後半を第 2 学期、後期の前半を第 3 学期、後半を第 4 学期とし、各学期の始期及び終期については別に定める。

(休業日)

- 第 5 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

一 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 春季休業

四 夏季休業

五 冬季休業

六 学年末休業

- 2 前項第三号から第六号の休業日は、校長が年度毎に定める。
- 3 第 1 項に規定する休業日のほか、臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

- 第 6 条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

第 3 章 系、学科、学級数、入学定員、教育の目的及び教職員組織

(系、学科、学級数、入学定員及び教育の目的)

- 第 7 条 本校に学科を大括りする系として、創造基礎工学系及び電子情報通信工学系を置く。
- 2 各系を構成する学科、学級数、入学定員及び教育の目的は、次のとおりとする。

系	学 科	学級数	入学定員	教育の目的
創造 基礎 工学系	機械工学科	1	40 人	力学を中心とした機械工学の知識とそれを応用した設計力を柱として、コンピュータ支援工学や電気工学などの周辺技術を身につけた、幅広い産業分野において創造力を発揮できる機械技術者を育成する。
	電気情報工学科	1	40 人	電気電子・情報通信工学の基礎を学習させ、各種応用分野に進むために必要な知識と技術を涵養し、組込み技術等に携わる電気電子技術者、情報通信技術者を育成する。
	機械電子工学科	1	40 人	機械技術、電子技術を組合せコンピュータ制御技術により付加価値を高めた機械電子複合システムの設計・開発、生産・製造、運用・保守、検査・修理等に携わる技術者を育成する。
	建設環境工学科	1	40 人	土木工学を中心に、公共の建設構造物の設計・施工・計画の基礎技術を身につけた建設技術者を育成する。 環境保全や防災・減災などの知識を応用して、市民の安全・安心・快適な生活を支える豊かな創造性と実行力を有する建設技術者を育成する。
電子 情報 通信 工学系	通信ネットワーク工学科	1	40 人	通信工学、情報工学の基礎から、情報通信分野やコンピュータネットワーク分野の幅広い知識と技術並びに実践的応用力を身につけたコミュニケーションシステム技術者、コンピュータネットワーク技術者を育成する。
	電子システム工学科	1	40 人	電子回路や半導体工学など電子工学の基礎から電子材料や集積回路技術などの応用までの知識と技術を身につけたデバイスエンジニアを育成する。 制御工学、ロボット工学に代表されるシステム工学の基礎から応用までの知識と技術を身につけたロボットエンジニアを育成する。

	情報工学科	1	40人	<p>画像処理や人工知能などコンピュータに関する幅広い知識とコンピュータのさまざまな技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。</p> <p>ネットワークを利用したソフトウェア開発の基礎から応用までの技術を身につけたソフトウェアエンジニアを育成する。</p>
--	-------	---	-----	---

3 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときには、各系において異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(職員)

第8条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項に規定するもののほか、本校に副校長を置く。

3 第1項の職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

4 副校長は、校長の命を受け、校長を補佐し、校長が不在のときは、その職務を代行する。

(主事)

第9条 本校に、教務主事、学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は、校長の命を受け、教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は、校長の命を受け、学生の厚生補導に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は、校長の命を受け、学生寮における学生の厚生補導に関することを掌理する。

(事務部)

第10条 本校に、その事務を処理するため事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前3条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第4章 教育課程等

(授業を行う期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程の編成)

第13条 教育課程は授業科目及び特別活動により編成するものとする。

2 授業科目及びその履修単位数は、創造基礎工学系の一般科目は別表1、専門科目は別表2、電子情報通信工学系の一般科目は別表3、専門科目は別表4のとおりとする。

3 各授業科目の単位数は、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。

三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用

により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもつて1単位とする。

- 5 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。
- 6 前3項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
- 7 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間、計90単位時間実施する。

(授業の方法)

第13条の2 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

- 2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 3 校長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第14条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第15条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。

- 2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 第1項の規定は、学生が、第28条の規定により留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数を合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(成績)

第16条 各学年の課程の修了又は卒業の認定は、各履修科目の成績及び特別活動の履修状況等を総合して行うものとする。

- 2 第1項について、必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第17条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者の再履修については、別に定めるところによる。

第5章 入学、転科、休学、退学、転学、留学及び卒業

(入学資格)

第18条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校若しくは義務教育学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者

- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 七 その他相当年令に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜及び入学許可）

第19条 校長は、入学志望者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

- 2 校長は、前項に定めるもののほか、入学定員の一部について、出身学校の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、出身学校の長から送付された調査書を主な資料として、総合的に判定する方法により入学者の選抜を行うことができる。
- 3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第32条に規定する入学料を納付した者、又は入学料の免除若しくは徴収猶予の申請書を受理された者に対して入学を許可する。

（学年の途中の入学及び編入学）

第20条 第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年令に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することがある。

（入学手続）

第21条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

（転科）

第22条 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の始めにおいて選考の上、相当学年に転科を許可することがある。

（休学）

第23条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により、3か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

- 2 前項の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

（復学）

第24条 休学した者は、休学の事由がなくなったときには、校長の許可を受けて復学することができる。

（出席停止）

第25条 学生に感染症その他疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

（退学及び再入学）

第26条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて、退学することができる。

- 2 前項の規定により退学した者で、再入学を希望する者があるときは、校長は、選考のうえ相当学年に入学を許可することがある。

(転学)

第 27 条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 28 条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の大学又は高等学校に留学することを許可することができる。

2 校長は、第 15 条第 3 項の規定により単位の修得を認定された学生については、学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

3 前 2 項について、必要な事項は別に定める。

(卒業及び称号)

第 29 条 全学年の課程を修了し、167 単位以上修得した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。

2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 13 条の 2 の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとする。

3 本校を卒業した者は、準学士と称することができる。

第 6 章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額及び納付方法等)

第 30 条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（平成 16 年 4 月 1 日独立行政法人国立高等専門学校機構規則第 35 号）に定めるところによる。

(検定料の納付)

第 31 条 検定料は、入学、転学、編入学又は再入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(入学料の納付)

第 32 条 入学料は、入学を許可されるときに納付するものとする。

(授業料の納付)

第 33 条 授業料は、前期及び後期の 2 期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては 5 月に、後期にあつては 10 月に納付するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

(学年の途中で復学等する場合の授業料)

第 34 条 学年の中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で卒業又は課程を修了する場合の授業料)

第 35 条 学年の途中で卒業又は課程を修了する者が納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に在学する月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に納付するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の納付の時期後であるときは、後期の納付の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の納付の時期に納付するものとする。

(学年の途中で退学する場合の授業料)

第 36 条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは、授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは、授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料の納付)

第 37 条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、寄宿料を納付するものとする。

(入学料、授業料及び寄宿料の免除等)

第 38 条 入学前 1 年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この項において「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合、入学料の全額若しくは半額を免除することがある。又、これに準じて学校長が相当と認める事由がある場合、上記免除をおこなうことがある。

経済的理由により納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合、入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合、入学料の徴収を猶予することがある。又、その他やむを得ない事由があると認められる場合にも、猶予することがある。

2 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

3 死亡又は行方不明及び授業料未納により除籍された場合並びに風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

4 前 3 項に関し、必要な事項は別に定める。

(既納の検定料等)

第 39 条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず第 33 条第 3 項の規定により前期分授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、当該年度の後期分授業料納付時期前に休学又は退学した場合には、後期分の授業料に相当する額を、及び入学を許可されたときに授業料を納付した者が、3 月 31 日までに入学を辞退した場合には、既納の授業料相当額を、その者の申出により返還する。

第 7 章 学生準則、賞罰及び除籍

(学生準則)

第 40 条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第 41 条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第 42 条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第43条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍することがある。

- 一 死亡又は長期間にわたり行方不明の者
- 二 第17条により同一学年に係る授業科目を再履修しても、なお学業成績が不良のため進級できなかつた者
- 三 第23条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 四 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 五 第19条第3項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者、並びに入学料徴収猶予の申請書を受理された者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第8章 専攻科

(設置)

第44条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第45条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工学に関する高度な専門知識と技術を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻、入学定員及び教育の目的)

第46条 専攻科の専攻、入学定員及び教育の目的は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	教育の目的
創造工学専攻 機械工学コース 電気情報工学コース 機械電子工学コース 建設環境工学コース	24人	機械工学、電気・電子工学、情報工学及びその融合分野を基礎としたものづくり、並びに建設・環境工学を基礎とした都市づくり分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。
電子情報通信工学専攻	18人	自律できる能力、実践的で独創的な開発能力及びコミュニケーション能力を身につけ、複合領域にも対応できる幅広い視野を持つ、通信工学、電子工学、情報工学及びその関連分野における創造性豊かな実践的高度開発型技術者の育成を目指す。

(連携教育プログラム)

第46条の2 各専攻において、香川大学と実施するイノベーション創造型連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）を置く。

2 前項に規定する連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は別に定める。

(入学資格)

第47条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 高等専門学校を卒業した者

- 二 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第 58 条の 2（同法第 70 条第 1 項及び第 82 条において準用する場合を含む。）の規定により大学に編入学することができるもの
- 三 短期大学を卒業した者
- 四 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学することができる者
- 五 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 六 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 七 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 八 その他高等専門学校の専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

（入学者の選抜及び入学許可）

第 48 条 校長は、専攻科の入学志願者に対しては、別に定めるところにより選抜を行う。

- 2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第 32 条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除又は入学料徴収猶予の申請書を受理された者にあつては、入学を許可する。

（修業年限及び在学期間）

第 49 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。

- 2 在学期間は、4 年を超えることはできない。

（休学）

第 50 条 専攻科学生の休学の期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学の期間は、前条第 2 項に定める修業年限及び在学期間に算入しない。

（教育課程）

第 51 条 専攻科の授業科目及びその単位数は、創造工学専攻については別表 5、電子情報通信工学専攻については別表 6 のとおりとする。

- 2 履修方法については、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 52 条 社会人特別選抜を経て入学した専攻科学生が、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修により修了することを申し出た時は、4 年の範囲内で修業年限を超えて履修することを認めることができる。ただし、6 年を超えて在学することはできない。

- 2 前項により計画的な履修を認められた学生が特別の理由により履修期間の変更を希望する場合は、年度を単位とし、校長の承認を得なければならない。

（長期にわたる教育課程の履修を認められた者に係る授業料及び納入方法の特例）

第 53 条 前条第 1 項により、専攻科の修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的な教育課程の履修することを認められた者が納入する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、第 30 条に規定する授業料の年額に第 49 条第 1 項に規定する修業年限を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に 10

円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)とする。

- 2 前項の規定により授業料の年額が定められた者が長期在学期間を短縮することを認められた場合は、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮が認められたときに納付するものとする。

(修了)

第 54 条 校長は、専攻科に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者について、修了を認定する。

- 2 修了を認定した者には、所定の修了証書を授与する。
- 3 第1項に規定する単位の修得については、別に定める。

(技術者教育プログラム)

第 55 条 削除

(準用規定)

第 56 条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第13条の2第1項及び同条2項、第15条第1項及び同条第4項、第21条、第23条第1項、第24条から第27条、第28条第1項、第30条から第42条、第43条第1号及び同条第3号から第5号の規定を準用する。この場合において、第28条第1項中「外国の大学又は高等学校」とあるのは「外国の大学」と、第43条第3号中「第23条」とあるのは「第50条」と、第43条第5号中「第19条第3項」とあるのは、「第48条第2項」とそれぞれ読み替えるものとする。

(その他)

第 57 条 本章に定めるもののほか、専攻科について必要な事項は、別に定める。

第9章 学生寮

(学生寮)

第 58 条 本校に学生寮を設ける。

- 2 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

第10章 研究生、聴講生、特別聴講学生及び科目等履修生

(研究生)

第 59 条 本校の専門分野における特定の事項について研究を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第 60 条 本校が開設する授業科目の聴講を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第 61 条 大学(短期大学及び高等専門学校を含む。)間相互単位互換協定に基づき、本校の特定の授業科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がないと認められる場合に限り、選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 62 条 本校が開設する授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない

と認められる場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

第 11 章 外国人留学生

(外国人留学生)

第 63 条 外国人で本校に入学を志願する者がいるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生は、入学定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第 12 章 公開講座

(公開講座)

第 64 条 本校に、公開講座を開設することがある。

- 2 公開講座について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この学則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

(教育課程の履修に関する経過措置)

第 2 条 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備等に関する法律（平成 21 年法律第 18 号）附則第 10 条の規定に基づき、平成 21 年 9 月 30 日に同法による改正前の独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）別表に規定する高松工業高等専門学校及び詫間電波工業高等専門学校に在学する者は、当該高等専門学校を卒業するため又は当該高等専門学校の専攻科の課程を修了するため必要であつた教育課程の履修を、本校において行うものとし、本校は、そのために必要な教育を行うものとする。

- 2 前項の場合において、特に定める場合を除き、それぞれ高松工業高等専門学校又は詫間電波工業高等専門学校の学則その他の規則等を適用する。
- 3 第 7 条第 2 項及び第 46 条の規定にかかわらず、第 1 項に規定する教育を行うため、本校に次の学科及び専攻科の専攻を置く。

- 一 機械工学科
- 二 電気情報工学科
- 三 制御情報工学科
- 四 建設環境工学科
- 五 情報通信工学科
- 六 電子工学科
- 七 電子制御工学科
- 八 情報工学科
- 九 専攻科機械電気システム工学専攻
- 十 専攻科建設工学専攻
- 十一 専攻科電子通信システム工学専攻
- 十二 専攻科情報制御システム工学専攻

- 4 前項各号に規定する学科又は専攻は、当該学科又は専攻に在学する者が当該学科又は専攻に在学しなくなる日において廃止するものとする。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 5 月 8 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度の専攻科入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 28 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の一般科目の教育課程は、学則別表3の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程	
平成25年度入学者	附則別表3-1	(省略)

- 3 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の通信ネットワーク工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程	
平成25年度入学者	附則別表4-1	(省略)

- 4 この学則施行の際、第5学年に在学している者に係る平成29年度の電子システム工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程	
平成25年度入学者	附則別表4-2	(省略)

- 5 この学則施行の際、第4学年以上に在学している者に係る平成29年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程	
平成25年度入学者	附則別表4-3	(省略)
平成26年度入学者	附則別表4-4	(省略)

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、第2学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の電子システム工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程
平成26～29年度入学者	附則別表4-5

3 この学則施行の際、第2学年以上に在学している者に係る平成30年度以降の情報工学科の教育課程は、学則別表4の規定にかかわらず、次のとおりとする。

入学年度	教育課程
平成27～29年度入学者	附則別表4-6

附 則

この学則は、平成30年5月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成30年11月29日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成30年度以前の入学者にかかる教育課程については、第13条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

創造基礎工学系	一般科目		附則別表1-1
	専門科目	機械工学科	附則別表2-1
		電気情報工学科	附則別表2-2
		機械電子工学科	附則別表2-3
		建設環境工学科	附則別表2-4
電子情報通信工学系	一般科目		附則別表3-2
	専門科目	通信ネットワーク工学科	附則別表4-7
		電子システム工学科	附則別表4-5
			附則別表4-8
		情報工学科	附則別表4-6
附則別表4-9			

附 則

この学則は、令和元年10月17日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年1月21日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

附 則

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この学則の施行日前に専攻科に在学している者に係る教育課程については、なお従前の例による。

別表5 創造工学専攻

区分	授業科目	授業形態	単位数	学年別配当				備考	
				1年		2年			
				前期	後期	前期	後期		
教養	必修 経営実践英語論	講義	2	2					
	必修 文芸作品講読	講義	2	2					
工学基礎科目	選択 技術者倫理	講義	2			2			
	必修	現代物理学	講義	2		2			
		知的財産権	講義	2		2			
		工業業特論	講義	2		2			
		数学特論	講義	2		2			
		物理化学	講義	2		2			
		応用物理	講義	2			2		
海外語学研修	実習	1				1			
教養・工学基礎科目開設単位数計			25	11	10	4	0		
教養・工学基礎科目修得単位数計				16単位以上					
必修	工学実験・実習Ⅰ	実験	2	2					
	工学実験・実習Ⅱ	実験	2		2				
選択	工学実験・実習A	実験	1		1			イノベーション創出型連携教育プログラム専用開講科目	
	工学実験・実習B	実験	1		1			イノベーション創出型連携教育プログラム専用開講科目	
	特別研究Ⅰ	実験	6		6				
	特別研究Ⅱ	実験	10			10			
	特別研究A	実験	8			8		イノベーション創出型連携教育プログラム専用開講科目	
	特別研究B	実験	2			2		イノベーション創出型連携教育プログラム専用開講科目	
専門科目	輪講Ⅰ	演習	2		2				
	輪講Ⅱ	演習	2			2			
	特別講義	講義	2			2			
	インターンシップⅠ	実習	1		1				
	インターンシップⅡ	実習	2			2			
	インターンシップⅢ	実習	4			4			
	インターンシップⅣ	実習	6			6			
	内燃機関係工学	講義	2	2				機械工学コース科目	
	計算力学特論	講義	2		2			〃	
	弾塑性力学特論	講義	2			2		〃	
	材料強度学特論	講義	2		2			〃	
	振動工学特論	講義	2	2				〃	
	信頼性工学特論	講義	2			2		〃	
	数値解析特論	講義	2	2				〃	
	環境電磁工学	講義	2	2				電気情報工学コース科目	
	現代制御理論	講義	2	2				〃	
	エネルギー変換工学	講義	2			2		〃	
	プロジェクト管理	講義	2		2			〃	
	電子物性	講義	2		2			〃	
	集積回路	講義	2		2			〃	
	半導体工学	講義	2			2		〃	
	パワーエレクトロニクス	講義	2			2		〃	
	情報通信工学	講義	2	2				〃	
	マイクロ波工学	講義	2			2		〃	
	デジタル信号処理	講義	2	2				〃	
	知識工学	講義	2		2			〃	
	画像処理工学	講義	2		2			〃	
	伝熱工学特論	講義	2	2				機械電子工学コース科目	
	動力学特論	講義	2	2				〃	
	最先端適化学特論	講義	2		2			〃	
	先端接合工学	講義	2		2			〃	
	エネルギー工学特論	講義	2	2				〃	
	制御工学特論Ⅰ	講義	2		2			〃	
	制御工学特論Ⅱ	講義	2			2		〃	
生体工学	講義	2	2				〃		
光工学	講義	2		2			〃		
耐震設計工学	講義	2	2				建設環境工学コース科目		
維持管理工学	講義	2			2		〃		
構造解析	講義	2			2		〃		
交通計画	講義	2		2			〃		
都市デザイン	講義	2	2				〃		
環境防災工学Ⅰ	講義	2	2				〃		
環境防災工学Ⅱ	講義	2			2		〃		
流体力学特論	講義	2	2				〃		
建設数理計画	講義	2	2				〃		
社会基盤計画	講義	2		2			〃		
情報システム	講義	2		2			〃		
環境倫理・マネジメント	講義	2			2		〃		
専門科目開設単位数計			133	57	32	44	0		
専門科目修得単位数計				46単位以上					
教養・工学基礎・専門科目開設単位数合計			158	68	42	48	0		
修得単位数合計				62単位以上					

別表6 電子情報通信工学専攻

区分	授業科目	授業形態	単位数	学年別配当				備考
				1年		2年		
				前期	後期	前期	後期	
教養科目	必修	コミュニケーション英語Ⅰ	演習	2	1	1		
		コミュニケーション英語Ⅱ	演習	2			1	1
	選択	文学特論	講義	2			2	
工学基礎科目	必修	技術者倫理	講義	2	2			
	選択	物理学特論	講義	2		2		
		応用数学特論	講義	2	2			
		知的財産権	講義	2		2		
		工業英語	講義	2	2			
		工業数学	講義	2		2		
教養・工学基礎科目開設単位数計			18	7	7	3	1	
修得単位数計			必修6単位を含む14単位以上					
専門科目	必修	特別研究Ⅰ	実験	6	6			
		特別研究Ⅱ	実験	4			4	
		特別実験・演習Ⅰ	実験	4	4			
		特別実験・演習Ⅱ	実験	6			6	
	選択	量子力学	講義	2				2
		情報工学概論	講義	2	2			
		デジタル信号処理工学	講義	2			2	
		応用電磁気学	講義	2	2			
		グラフ理論	講義	2	2			
		情報ネットワーク論	講義	2		2		
		電子回路特論	講義	2		2		
		計測工学特論	講義	2				2
		システム制御工学	講義	2			2	
		アルゴリズムとデータ構造	講義	2	2			
		マルチメディア工学	講義	2			2	
		画像処理工学	講義	2				2
		通信工学	講義	2		2		
		電磁波・光波工学	講義	2			2	
		光通信工学	講義	2				2
		無線工学特論	講義	2				2
		応用電子物性工学	講義	2		2		
		集積回路工学	講義	2			2	
		デジタル制御工学	講義	2				2
		オブジェクト指向プログラミング	講義	2		2		
		応用ネットワークプログラミング	講義	2			2	
		データベース設計	講義	2				2
		特別講義	講義	2		2		
インターンシップⅠ	実習	1			1			
インターンシップⅡ	実習	2			2			
インターンシップⅢ	実習	4			4			
インターンシップⅣ	実習	6			6			
専門科目開設単位数計			79	28	15	17	19	
修得単位数計			必修20単位を含む48単位以上					
教養・工学基礎・専門科目開設単位数合計			97	35	22	20	20	
修得単位数合計			必修26単位を含む62単位以上					

独立行政法人国立高等専門学校機構保護者等に関する取扱要項

理事長裁定

制定 令和 3年 2月18日

(目的)

第1条 この要項は、国立高等専門学校（以下「学校」という。）に在学する学生が教育研究活動を円滑に遂行していくうえで、学校と連携し、学生を指導・支援する立場にある者（以下「保護者等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(保護者等の要件)

第2条 保護者等とすることができる者は、学生が未成年の場合においてはその親権者又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条、第6条の4及び第7条で定める学生を監護する者若しくは監護する施設等の長とする。また、学生が成年の場合においては3親等以内の親族とする。

2 前項の要件に合った保護者等が選定できない場合は、独立の生計を営む成年者であり、学生の指導・支援への意向のある者とする。

(保護者等による入学時の誓約)

第3条 学生は、入学時に、学校で定めた誓約書により保護者等の連署を得て、入学する学校の校長に提出するものとする。

2 前項の誓約書は別紙様式1を基に学校で作成するものとする。

3 学生は、誓約書に連署した保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

(保護者等の義務)

第4条 保護者等は、学生の在学中における行為について、学則等の諸規則を遵守するよう学生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、学生が在学中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、学生の保護に努めなければならない。

(学生の身分異動等)

第5条 学校は、学生が次に掲げる事項について学校に許可又は届け出を行う場合については、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、学校に提出させるものとし、その許可状況等について保護者等に通知するものとする。

一 退学

- 二 休学
- 三 復学
- 四 転学
- 五 留学
- 六 転学科
- 七 授業料免除申請（徴収猶予を含む。）
- 八 入寮申請
- 九 改姓及び改名
- 十 その他学生の身分異動に関する事

（保護者等への通知）

第6条 学校は次に掲げる学生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 学業成績
- 二 出席情報
- 三 健康診断情報
- 四 学生が学校から表彰された場合
- 五 学生が学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 六 学生が問題行動等を起こした場合
- 七 学生が在学時に怪我や病気等になった場合
- 八 その他学生に対する支援又は指導が必要な場合

（緊急時の連絡）

第7条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

- 2 学校は、学生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

（保護者等への情報提供）

第8条 学校は、保護者等に対し、学校の広報誌、学事日程等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

（保護者等による入寮時の誓約）

第9条 学校の寄宿舎に入寮する学生（以下「寮生」という。）は、学校で定めた入寮誓約書により保護者等の連署を得て、校長に提出するものとする。

- 2 前項の誓約書は別紙様式2を基に学校で作成するものとする。
- 3 学生は、保護者等を変更する場合又は保護者等の住所等変更があった場合は、学校の定める様式により、保護者等の連署を得て、速やかに学校に提出するものとする。

る。

(寮生の保護者等の義務)

第10条 保護者等は、寮生の在寮中における行為について、学則及び学生寮の諸規則を遵守するよう寮生を指導・監督する責任を負う。

2 保護者等は、寮生が在寮中に事件・事故等により、その生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす時、若しくはその恐れのある時には、学校と連携して、寮生の保護に努めなければならない。

(寮生の保護者等への通知)

第11条 学校は次に掲げる寮生の情報について、特段の事情がない限り、保護者等に通知するものとする。

- 一 寮生が在寮時に学校から懲戒を受けた場合又は懲戒に準ずる指導を受けた場合
- 二 寮生が在寮時に問題行動を起こした場合
- 三 寮生が在寮時に怪我や病気等になった場合
- 四 寮生の継続入寮等に関する事項
- 五 その他寮生に対する支援又は指導が必要な場合

(緊急時の連絡)

第12条 保護者等は緊急時に学校からの連絡を受けることができる連絡手段をあらかじめ学校に伝えるものとする。

2 学校は、寮生が事件事故等により被害にあった場合又はその恐れのある場合等の緊急時には、前項に定める連絡手段を用いて、直ちに保護者等に連絡しなければならない。

(寮生の保護者への情報提供)

第13条 学校は、寮生の保護者等に対し、学生寮の行事、取り組み等必要な情報について、原則情報提供するものとする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和3年 2月18日 制定)

1 この要項は、令和3年2月18日から施行する。ただし、第3条及び第9条の規定は、令和3年度入学者及び入寮者から適用する。

香川高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

平成 21 年 10 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第 51 条第 2 項、第 54 条第 3 項及び第 57 条の規定に基づき、香川高等専門学校専攻科（以下「専攻科」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業)

第 2 条 授業は、講義、演習、実験・実習、特別研究及び学外実習いずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第 3 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 演習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 三 実験・実習、特別研究及び学外実習については、45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 4 条 専攻科の学生は、開設する授業科目のうち、選択科目の履修にあたっては、年度当初に別紙第 1 号様式による「選択科目履修届」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(定期試験)

第 5 条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によつて評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第 6 条 次の各号に該当する理由により、定期試験を受験できなかつた学生については、事由を証明する書類を添えて、別紙第 2 号様式による「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を受けた学生について実施する。

- 一 病気（医師の診断書がある場合に限る。）
- 二 忌引（学生準則第 15 条による。）

三 その他校長がやむを得ない事情と認めた場合

(成績の評価)

第7条 学業成績の評価は、その期において実施した試験の成績及び通常の授業における小テストやレポート提出等で評価した成績、出欠状況等を総合して100点法で行う。

2 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。

3 学年総合成績の評価(100点法)と評語の関連は次のとおりとする。

ただし、100点法で評価できないものについては、合格又は不合格の評語を用いることができる。

成績評価	90点以上	80～89点	70～79点	60～69点	0～59点
評語	秀	優	良	可	不可

(単位の認定)

第8条 前条第3項の規定に基づき、秀・優・良・可又は合格に評価された授業科目については、単位を認定する。

(学業成績の記録及び通知並びに証明)

第9条 成績の記録は評価で行い、必要がある場合は評語で提示することができる。

2 学生に対する成績通知は評価で行う。

3 校外に対して発行する証明書は、原則、評語で証明する。

(専攻科の修了認定)

第10条 専攻科の単位修得及び課程修了の認定は、専攻科修了認定会議を経て、校長がこれを行う。

(再履修)

第11条 単位を認定されなかった授業科目は、再履修することができる。

2 前項により再履修する場合、第4条の規定を準用する。

(他専攻の授業科目の履修)

第12条 他の専攻で開設されている専門科目の選択科目の履修を希望する学生は、別紙第3号様式による「他専攻の授業科目履修願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項により修得した単位は、8単位を超えない範囲で、当該専攻における単位として認定することができる。

(他の大学等で履修した単位の認定)

第 13 条 大学等 (放送大学を含む。)及び他の高等専門学校の特攻科等 (以下「大学等」という。)で開設されている授業科目の履修を希望する学生は、あらかじめ大学等の承認を得た上で、別紙第 4 号様式による「他大学等の授業科目履修願」を校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項により修得した単位は、16 単位 (教養科目・工学基礎科目 8 単位、専門科目 8 単位)を超えない範囲で、特攻科における授業科目の履修とみなし、特攻科委員会の議を経て、単位の修得を認定することができる。

(修了に必要な単位)

第 14 条 特攻科の修了に必要な単位数は、62 単位とし、創造工学専攻にあつては教養科目及び工学基礎科目については 16 単位以上、専門科目については 46 単位以上、電子情報通信工学専攻にあつては、教養科目及び工学基礎科目については 14 単位以上、専門科目については 48 単位以上修得するものとする。

2 前項において、必修科目は修得しておかなければならない。

(長期履修学生)

第 15 条 学則第 52 条第 1 項の規定により、計画的な教育課程の履修が認められた学生 (以下「長期履修学生」という。)の年間履修可能単位数は、原則として修了要件単位数を認定された修業年限で除した数の 2 分の 3 を上限とする。

2 長期履修学生が、学則第 52 条第 2 項の規定により、修業年限の変更を希望する場合は、指定する期日までに、別紙第 5 号様式による「修業年限変更願」を校長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 長期履修学生の履修方法は、当該専攻の担当教員に事前に相談して個別に決定できるものとする。

(雑則)

第 16 条 この規程によるもののほか、特攻科の授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 3 日から施行し、平成 28 年 2 月 24 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行し、令和 3 年度の専攻科入学生から適用する。

附 則

この規程は、令和3年4月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式

令和 年 月 日

令和 年度 前期 後期 選択科目履修届

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

下記の授業科目を履修したいので、お届けします。

授 業 科 目	単位数	担当教員名	備 考

- 注 1 大学等で履修する科目も併せて記入すること。なお、備考欄にその旨明記すること。
- 2 この届は、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

令和 年 月 日

追 試 験 願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記の理由により定期試験を { 受験できないので }、追試験を許可
{ 受験できなかったため }
くださるようお願いいたします。

記

1. 理 由 (証明書等添付)

2. 試験科目

定期試験月日	試 験 科 目	担当教員名

注 この願いは、所定の期日までに、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

専攻長	特別研究 指導教員

令和 年 月 日

他専攻の授業科目履修願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記の科目を履修したいので、許可くださるようお願いします。

記

履 修 科 目	担当教員名	備 考

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長及び特別研究指導教員の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

専攻長	特別研究 指導教員

令和 年 月 日

他大学等の授業科目履修願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記の科目を履修したいので、許可くださるようお願いします。

記

履 修 科 目	機 関 名	備 考

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長及び特別研究指導教員の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

専攻長

令和 年 月 日

修業年限変更願

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏名 _____

私は、学則第52条第2項の規定により、下記のとおり修業年限の変更を希望しますので、許可くださるようお願いします。

記

修業の始期	令和 年 4月 1日
修業の終期	令和 年 3月 31日
修業年数	年間

注 この願いは、所定の期日までに、専攻長の承認を得て各キャンパスの教務担当係に提出すること。

香川高等専門学校イノベーション創造型連携教育プログラムの

履修等に関する規程

令和3年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、香川高等専門学校学則（以下「学則」という。）第46条の2の規定に基づき、香川大学と実施するイノベーション創造型連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業)

第2条 授業は、講義、演習、実験・実習、特別研究及び学外実習いずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位の計算方法)

第3条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の各号に掲げる基準により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実験・実習、特別研究及び学外実習については、45時間の授業をもって1単位とする。

(履修方法)

第4条 連携教育プログラムの実施において、それぞれの機関で相互に修得とみなすことができる授業科目は別表1のとおりとする。

2 連携教育プログラム授業科目の履修にあたっては、別紙第1号様式による「履修計画書」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

なお、履修計画を変更する場合は、再提出しなければならない。

3 開設する授業科目のうち、選択科目の履修にあたっては、別紙第2号様式による「選択科目履修届」を所定の期日までに校長に提出しなければならない。

(定期試験)

第5条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績によって評価し得る科目については、試験の全部又は一部を行わないことがある。

(追試験)

第6条 次の各号に該当する理由により、定期試験を受験できなかつた学生については、事由を証明する書類を添えて、別紙第3号様式による「追試験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を受けた学生について実施する。

- 一 病気（医師の診断書がある場合に限る。）
- 二 忌引（学生準則第15条による。）
- 三 香川大学と本校の試験日が重複した場合
- 四 その他校長がやむを得ない事情と認めた場合

(成績の評価)

第7条 学業成績の評価は、その期において実施した試験の成績及び通常の授業における小テストやレポート提出等で評価した成績、出欠状況等を総合して100点法で行う。

2 学年総合成績の評価は、各学期の成績を総合して行う。

3 学年総合成績の評価（100点法）と評語の関連は次のとおりとする。ただし、100点法で評価できないものについては、合格又は不合格の評語を用いることができる。

成績評価	90点以上	80～89点	70～79点	60～69点	0～59点
評語	秀	優	良	可	不可

(単位の認定)

第8条 前条第3項の規定に基づき、秀・優・良・可又は合格に評価された授業科目については、単位を認定する。

(学業成績の記録及び通知並びに証明)

第9条 成績の記録は評価で行い、必要がある場合は評語で提示することができる。

- 2 学生に対する成績通知は評価で行う。
- 3 校外に対して発行する証明書は、原則、評語で証明する。

(専攻科の修了認定)

第10条 専攻科の単位修得及び課程修了の認定は、専攻科修了認定会議を経て、校長がこれを行う。

(再履修)

第11条 単位を認定されなかつた授業科目は、再履修することができる。

(修了に必要な単位)

第12条 専攻科の修了に必要な単位数は、62単位とし、創造工学専攻にあつては教養科目及び工学基礎科目については16単位以上、専門科目については46単位以上、電子情報通信工学専攻にあつては、教養科目及び工学基礎科目については14単位以上、専門科目については48単位以上修得するものとする。

- 2 前項において、必修科目は修得しておかなければならない。

(香川大学での修得科目の成績の評価、評語及び修了要件に係る取扱い)

第13条 香川大学の授業科目については、30単位に限り、修了要件として認定（以下「単位認定」という。）する科目に含めることができる。

- 2 単位認定を受けようとする学生は、別紙第4号様式による「単位認定申請書」を提出するものとする。
- 3 前項の申請に基づき、専攻科委員会は単位認定を審議するものとする。
- 4 単位認定された授業科目の評価は、香川大学における評点により行い、第7条を準用するものとする。

(連携教育プログラム修了の認定)

第14条 連携教育プログラム修了の認定は、香川大学・香川高等専門学校連携教育プログラム協議会の議を経て、校長がこれを行う。

(雑則)

第15条 この規程によるもののほか、連携教育プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1

香川大学創造工学部				香川高等専門学校専攻科							備考	
区分		授業科目	単位数	授業科目								
				区分	創造工学専攻	単位数	区分	電子情報通信工学専攻	単位数			
共通科目	倫理	創造工学倫理	1	工学基礎科目	必修	技術者倫理	2					※1
共通科目	コミュニケーション能力	国際コミュニケーションⅡ	1	教養科目	必修	実践英語	2					※1
共通科目	コミュニケーション能力	技術英語	2	工学基礎科目	選択	工業英語	2					
共通科目	リスクマネジメント能力	工業と法	1	工学基礎科目	選択	知的財産権	2					
共通科目	リスクマネジメント能力	産業財産権	1									
専門科目	数理的基礎能力	線形代数	2	工学基礎科目	必修	数学特論Ⅰ	2					
専門科目	多角的思考能力	工学実務	2	専門科目	選択	インターンシップⅡ	2					
専門科目	多角的思考能力	資源・エネルギー論	1	専門科目	選択	エネルギー工学特論	2					
専門科目	多角的思考能力	環境政策	1									
専門科目	多角的思考能力	ビジネスモデル概論	2	教養科目	必修	経営論	2					
専門科目	コース専門科目	情報システム・セキュリティコース インターネットⅠ	2	専門科目	選択	情報通信工学	2					
専門科目	コース専門科目	情報システム・セキュリティコース インターネットⅡ	2				2	専門科目	選択	情報ネットワーク論	2	
専門科目	コース専門科目	情報通信コース デジタル信号処理	2	専門科目	選択	デジタル信号処理	2	専門科目	選択	デジタル信号処理工学	2	
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 機械システム実験・実習Ⅲ	2	専門科目	必修	工学実験・実習Ⅰ	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 数値解析(機械システムコース)	2	専門科目	選択	数値解析特論	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 弾性力学	2	教養科目	選択	弾塑性力学	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 熱力学(機械システムコース)	2	教養科目	選択	内燃機関工学	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 機械力学Ⅰ	2	専門科目	選択	動力学特論	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 伝熱工学	2	専門科目	選択	伝熱工学特論	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 機能美工学演習	1	専門科目	必修	工学実験・実習A	1					※2
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 現代制御	2	専門科目	選択	制御工学特論Ⅱ	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 画像処理	2	専門科目	選択	画像処理工学	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 機械力学Ⅱ	2	専門科目	選択	振動工学特論	2					
専門科目	コース専門科目	機械システムコース 固体物理入門	2	専門科目	選択	半導体工学	2					
卒業研究・卒業制作		機械システムコース 卒業研究	8	専門科目	必修	特別研究A	8					※2

※1 高専での受講を優先すること。

※2 イノベーション創出型連携教育プログラム専用開講科目

令和 年度履修計画書
(イノベーション創造型連携教育プログラム)

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻
学籍番号 _____
氏 名 _____

イノベーション創造型連携教育プログラムの履修計画は下記のとおりです。

区分		単位数	修了条件
工学基礎科目・ 教養科目	香川高専専攻科	履修予定科目単位数小計	創造工学専攻は16単位以上 電子情報通信工学専攻は14単位以上
	香川大学	履修予定科目単位数小計	
		内 認定単位数	
	教養・工学基礎科目（修了要件）合計		
専門科目	香川高専専攻科	履修予定科目単位数小計	創造工学専攻は46単位以上 電子情報通信工学専攻は48単位以上
	香川大学	履修予定科目単位数小計	
		内 認定単位数	
	専門科目（修了要件）合計		
香川高専専攻科	履修予定科目単位数小計		
香川大学	履修予定科目単位数小計		30単位以内
	内 認定単位数		
履修予定科目単位数（修了要件）総数			香川大学開設科目（30単位以内）を含めて62単位以上

【香川高等専門学校専攻科開設科目】

区分		授業科目	履修を予定する 学年に単位数を記入	
			1年	2年
教養科目	必修			
	選択			
工学基礎科目	必修			
	選択			
教養・工学基礎科目履修単位計				

区分		授業科目	履修を予定する 学年に単位数を記入	
			1年	2年
専攻科	必修			
	選択			
専攻科履修単位計				

【香川大学開設科目】

区分	授業科目	履修を予定する 学年に単位数を記入			
		1年	2年	3年	4年
全学 共通科目					
全学共通科目履修単位計					

区分	授業科目	履修を予定する 学年に単位数を記入			
		1年	2年	3年	4年
共通科目					
学部開設科目					
	卒業研究・卒業制作				
学部開設科目履修単位計					

追 試 験 願

(イノベーション創造型連携教育プログラム)

香川高等専門学校長 殿

専攻名 _____ 専攻

学籍番号 _____

氏 名 _____

私は、下記の理由により定期試験を $\left\{ \begin{array}{l} \text{受験できないので} \\ \text{受験できなかったため} \end{array} \right\}$ 、追試験を許

可くださるようお願いいたします。

記

1. 理 由 (証明書等添付)

2. 試験科目

定期試験月日	試 験 科 目	担当教員名

注 この願いは、所定の期日までに、各キャンパスの教務担当係に提出すること。

令和 年度単位認定申請書

(イノベーション創造型連携教育プログラム)

専攻名 _____ 専攻
 学籍番号 _____
 氏 名 _____

香川大学で習得した下記の単位について香川高専専攻科において習得したものとみなし単位の認定を申請します。

区分	認定申請科目名	認定単位数
全学 共通科目		
	全学共通科目計	
学部 開設科目	共通科目	
	共通科目計	

区分	認定申請科目名	認定単位数
学部 開設科目	専門科目	
	専門科目計	
卒業研究・卒業制作		
学部開設科目計		
認定申請単位数総計		

※成績証明書を添付すること

専攻科棟の休日および夜間使用について

創造工学専攻長

不審者等に対する警備上の問題および棟内での事故発生に対する問題等への対策として、専攻科棟を学生が休日または夜間に使用する場合には届け出をする必要があります。専攻科生は下記の事項を守ってください。

1. 専攻科棟の使用時間

専攻科生の専攻科棟の使用は原則として平日の7時から23時までです。この時間帯であっても、研究および勉強以外の目的での使用はできません。平日の専攻科棟入口は、21時に施錠されますが、21時から23時までは専攻科生のカードキーで解錠できます。

2. 事前の届け出

休日と平日の夜間（23時から翌朝7時まで）は、専攻科生のカードキーで専攻科棟入口を解錠できません。専攻科生が専攻科棟を休日に使用する場合または平日であっても23時以降も使用する場合には、事前に指導教員の許可を受けてください。

香川高等専門学校教育研究支援基金及び 国際交流支援基金に関する申合せ

平成 25 年 4 月 1 日

校 長 裁 定

(設置)

第 1 条 香川高等専門学校（以下「本校」という。）に、香川高等専門学校創基 70 周年・高専創立 50 周年記念事業において受け入れた募金を基に、教育研究支援基金及び国際交流支援基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 基金は、本校における学生の研究発表活動の支援及び国際交流活動の支援を行うことを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 国内外の学会等の研究発表会へ学生が参加する場合(本人が発表する場合に限る。)の参加費及び旅費の助成
- (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）あるいは本校が主催する国際交流行事へ、学校を代表して学生が参加する場合の参加費及び旅費の助成
- (3) 本校と学術交流協定を締結する海外の大学等への学生の派遣に対する助成
- (4) 第 2 号から第 3 号の海外への学生派遣にかかる教職員の引率に対する助成
- (5) 前各号と同等と認めた事業に対する助成

(事業対象)

第 4 条 前条に掲げる事業の対象は、本校教職員及び学生とする。

(支出基準)

第 5 条 第 3 条に掲げる事業における助成内容は、別表 1 のとおりとする。

2 助成については、予算額の範囲内で支出するものとする。

(申請)

第 6 条 第 3 条に掲げる事業の助成を希望する者は、申請書（別紙様式 1）を校長に提出するものとする。ただし、学生については、指導教員又は学級担任を通じて提出するものとする。

2 申請の時期については、原則として、4 月、9 月の年 2 回とする。

(事業の決定)

第7条 前条により申請のあったものについて、副校長、教務主事、専攻長、国際交流室長及び副室長において審議し、校長が決定する。

(報告)

第8条 第3条に掲げる事業の助成を受けた者は、事業終了後、1ヶ月以内に報告書(別紙様式2)を校長へ提出するものとする。

(その他)

第9条 この申合せに定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、校長がその都度定める。

附 則

この申合せは、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年8月30日から施行する。

附 則

この申合せは、平成30年4月1日から施行する。

別表 1

第 3 条 事 業	助 成 の 内 容	助成に使用 する基金 の名称
(1)国内外の学会発表	参加費, 交通費, 宿泊費の実費の半額(4,100円/泊上限)を支給する。 国外の支援については, 上限はもうけないが, 必要額に応じて調整する場合がある。 国内の支援については, 1人当たり年間支援額を5万円までとする。(回数の制限はなし)	教育研究支援 基金
(2)国際交流行事への派遣	参加費, 交通費, 宿泊費の実費を支給する。	国際交流基金
(3)海外の協定校等への派遣	学生は参加費, 交通費, 宿泊費の実費を支給する。	国際交流基金
(4)海外への学生派遣引率	参加費, 旅費規則による旅費の全額を支給する。	国際交流基金
(5)その他同等と認めたもの	同等となる事業と同様	同等となる事業と同様

○参加費については, 飲食費等を含まない。

○交通費, 宿泊費については, 旅費規則の範囲内とする。

(別紙様式1)

香川高等専門学校教育研究支援基金・国際交流支援基金事業助成申請書

年 月 日

香川高等専門学校長 殿

標記のことについて、下記のとおり申請いたします。

申請者	工学科・専攻 年・氏名		
指導教員もしくは担任	印	優先順位 ¹⁾	位
同行の有無	有(教員名:)・無(理由:)		
区分 ※該当にレ点をつける	<input type="checkbox"/> (1) 国内外の学会発表 <input type="checkbox"/> (2) 国際交流行事への派遣 <input type="checkbox"/> (3) 海外の協定校等への派遣 <input type="checkbox"/> (4) 海外の学生派遣引率 <input type="checkbox"/> (5) その他(具体的に記載) ()		
概要 ²⁾	行事名: 開催場所: 開催期間: 活動内容: 概要説明: _____ _____ _____		
英語能力	TOEIC (IP) スコア	点	取得時期 年 月
	その他(英検等)	級	取得時期 年 月
参加期間 ³⁾	年 月 日～ 年 月 日 日間		
助成希望金額 ⁴⁾	円 内訳 参加費: 円 交通費: 円 宿泊費: 円		
過去の助成実績	助成年度	助成名称 ⁵⁾	助成額(円)

1) 同じ研究室から同じ基金に複数申請する場合に記入

2) 期間中の活動内容がわかる資料(予定表等)を添付すること

3) 旅行日も含む

4) 国内旅費は学割・往復割引を適用した額とする

飛行機を利用する場合はエコノミークラスの最下級運賃を適用した額とする
食事代、バンケット代、お土産代等、個人的な費用は申請できない

5) 教育研究支援基金または国際交流支援基金を記入する

(別紙様式2)

香川高等専門学校教育研究支援基金・国際交流支援基金事業助成報告書

年 月 日

香川高等専門学校長 殿

所属
職名・学年
氏名

標記のことについて、下記のとおり報告いたします。

記

申 請 事 業	
実 施 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
助 成 金 額	円
使 用 実 績 額	円 (内訳裏面記載)
事業の概要・成果等 *参考となる関係資料を添付すること。	

(別紙様式2：裏面)

○使用実績額内訳 (参加費・宿泊費・交通費等)

- ・参加費 (円) : 次頁に領収書 (原紙) を添付
- ・宿泊費 (円) : 次頁に領収書 (原紙) を添付
- ・交通費 (計 円) : 航空機を利用した場合は航空券 (または e チケット等) の写しと
半券 (または搭乗証明書) を添付

交通費の内訳 :

() ~ () 円
() ~ () 円
() ~ () 円
() ~ () 円
() ~ () 円

請求額の合計 _____ 円

専攻科学生の学会交通費等の扱いについて

平成 26 年 5 月 20 日現在

専攻長

教員等に同行して専攻科学生が学会へ出席し、研究発表等を行う場合、下記の方法で交通費等を支払える場合があります。

1. 後援会による補助

専攻科在籍の 2 年間に 10,000 円を限度（超える場合の申請は打ち切り支給）として後援会の補助を受けることができる。補助は 1 回だけではなく、10,000 円以内で複数回を認める。

(1) 学生は事前に「学会発表旅費等申請書」を学務課課長補佐へ提出する。

その際、専攻科生の氏名の入ったプログラムの該当部分を添付する。

(2) 旅費、宿泊費、学会参加費等の支払いについて、宿泊費や参加費は領収書を受け取る。

ただし、懇親会費、特別な理由（最寄駅からの交通機関がない等）がない限り、タクシーの使用は認めない。

(3) 旅行終了後、領収書を添えて「学会発表旅費等請求書」を学務課課長補佐へ提出する。

(4) 補助金を管理課後援会担当で受け取る。

ただし、後援会からのこの補助の総額は年額 20 万円以内である。そのため、年度の申請時期が遅い場合で、その年度の配分総額が 20 万円に達した場合は、補助を受けられないことも起こり得る。

2. 教育研究支援基金との関連

平成 25 年度から、年 2 回の募集（4 月と 9 月）が始まった教育研究支援基金との関連を述べる。ある学会発表の参加費・交通費・宿泊費の重複申請はできない。さらに、例えば、ある学会発表において、参加費をこの後援会に申請し、交通費・宿泊費を教育研究支援基金に申請することも禁止する。

しかし、教育研究支援基金への申請では採択不可になった場合、この後援会に申請し直すことはできる。ただし、上記 1 の通りである。（以上）

指導教員

学 会 発 表 旅 費 等 申 請 書

令和 年 月 日

高松キャンパス 後援会長 殿

創造工学専攻 年

学生氏名 _____ 印

下記のとおり学会等にて研究発表を行いますので、旅費等の補助をお願い致します。

記

1 用務（発表学会講演会名等）

2 用務先（発表会場等）

3 用務先住所（所在地）

4 旅行期間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日 日間

5 備考

指導教員

学 会 発 表 旅 費 等 請 求 書

令和 年 月 日

高松キャンパス 後援会長 殿

創造工学専攻 年

学生氏名 _____ 印

学校から許可され、学会において研究発表しましたから、旅費等について下記のとおり請求します。

記

1 発表学会名

2 題 名

3 発表年月日

4 発表場所（所在地も記入）

5 請求金額 _____円

内 訳

参加料 _____円

運 賃 _____円

() ~ () _____円

() ~ () _____円

() ~ () _____円

宿泊費 _____円

インターンシップについて

1. 目的

インターンシップは、実社会において、将来のキャリアに関連した就業体験を得ることにより、技術者としての心構え、考え方、行動のあり方などを学び、学内における勉学・研究活動や将来の進路選択・就業に活かすことを目的とする。

創造工学専攻では、「課題解決の実行力と豊かな創造力（実行力）」を学習教育目標のひとつとして掲げている。この学習教育目標を達成するための授業のひとつとして、民間企業、官公庁、あるいは大学の研究室において実際の各種業務、技術開発・研究などの実習を行う。

2. インターンシップの実施時期と実習時間

創造工学専攻の専門科目として、インターンシップには実習時間数に応じて次の4種がある。

- (1) インターンシップⅠ（45 時間以上；1 単位）
- (2) インターンシップⅡ（90 時間以上；2 単位）
- (3) インターンシップⅢ（180 時間以上；4 単位）
- (4) インターンシップⅣ（270 時間以上；6 単位）

実施時期は専攻科在学中の2年間とし、学年、学期は限定せず、連続した日程でなくても、また年度をまたがってもよい。実習時間数の合計に応じてインターンシップⅠ、Ⅱ、ⅢまたはⅣとする。実習時間には、学内で行う報告会およびその準備作業の時間を含めることができる。

ここでは、インターンシップ先での実働時間50分を1時間の実習時間と見なす。すなわち、インターンシップ証明書に記載の実働時間を(60/50)倍して実習時間を算定する。例えば、1日8時間で5日間の場合、 $(8 \times 5) \times (60/50) = 48 \geq 45$ 時間であり、インターンシップⅠに必要な実習時間数を満足する。（シラバス参照のこと）

3. 学内ガイダンス

入学時の専攻科ガイダンスで専攻長がインターンシップ実施要領を説明する。専攻科入学予定の本科5年生が入学前の2～3月に行う場合は、本科の申し込み方法に従う。その実習時間は、専攻科の単位認定の対象外となる。

実施前のガイダンスについてはキャリアサポートセンター等から案内を行っているが、各自で確認する。「インターンシップ学生心得」を遵守すること。（後述の専攻科WEBサイトからダウンロード可）

4. 申し込みに関する手続き等

1) インターンシップの申込み

特別研究指導教員と専攻長の承認を得て（書類捺印）、「インターンシップ申込書」をキャリアサポートセンターに提出する。海外インターンシップについては6)を参照。

2) 承諾書と誓約書

受入れが確定すれば、本校校長宛での「承諾書」と受入れ機関宛での「誓約書」を学生な

らびに保証人の署名捺印のうえ提出する。

3) 受け入れ先に係る諸手続き

インターンシップ先から受け入れが認められれば、実習に関する書類などの提出が求められることがある。学生本人で対応できることは各自で進める。

4) 個人賠償責任保険および傷害保険

一般に個人賠償責任保険および傷害保険に加入が求められる。個人賠償責任保険については、高専機構本部が全高専学生を被保険者とする保険が付保されており、インターンシップにおいても通常は有効である。傷害保険については、多くの学生がスポーツ振興センター（任意）の保険に加入している。

以上について不明な点があれば、特別研究指導教員または専攻長に相談する。

5. 成績評価と単位認定

1) 「インターンシップ報告書」と「インターンシップ報告会」

インターンシップが終了した学生は「インターンシップ報告書」をキャリアサポートセンターに提出する。

所属コースの専攻委員から「インターンシップ報告会」の開催案内を受け、報告会で実習内容等を報告する。

2) 成績評価

成績評価は、受入れ機関から本校宛てに送付される「インターンシップ証明書」の内容、専攻長に提出する「インターンシップ報告書」の内容、所属コースで開催される「インターンシップ報告会」での審査結果に基づき、100点法で行われる。

3) 単位認定

インターンシップ I～IVの単位認定を希望する学生は、1年または2年の1月に学務係へインターンシップ単位申請書を提出する。

6. 海外インターンシップ

高専機構主催の海外インターンシップ、本校主催の海外協定校への研究型派遣プログラムなどの海外インターンシップにおける実習時間は、上記と同様に扱うことができる。主催者の要領に従ってインターンシップを行ない、本専攻の手続きにそって単位認定を受けられる。

7. 書式

専攻科 WEB サイト（下記 URL）から各種書類がダウンロードできる。

<https://www.kagawa-nct.ac.jp/AV/local/>

- ・インターンシップ申込書
- ・誓約書
- ・承諾書
- ・インターンシップ証明書
- ・インターンシップ報告書
- ・インターンシップ単位申請書
- ・インターンシップ学生心得

インターンシップ申込書

御中

香川高等専門学校 キャリアサポートセンター長 徳永 秀和 印
 創造工学専攻長 重田 和弘 印
 指導教員 印

連絡先：香川高等専門学校高松キャリアサポートセンター
 所在地：〒761-8058 香川県高松市勅使町355
 電話：087-869-3958
 Email: career_support@t.kagawa-nct.ac.jp

インターンシップについて下記のとおり申込みをいたします。

ふりがな 実習生 氏名		顔写真 横30mm×縦 40mm
生年月日	平成 年 月 日	
学科・学年	創造工学専攻 コース 年	
現住所	〒 - 携帯番号(- -) Email()	
帰省先	〒 - TEL(- -)	
実習期間中の住所	〒 - TEL(- -)	
学 歴		
年・月	学 校 名	
・	香川高等専門学校 工学科 卒業	
・	香川高等専門学校創造工学専攻 コース 入学	
・	香川高等専門学校創造工学専攻 コース 修了見込み	
志望理由		
備考(宿泊先等)		

インターンシップ報告書

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

学 生 氏 名	創造工学専攻 学年	氏名	
インターンシップ期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで実働 時間		
インターンシップ期間の配属先・組織名			
インターンシップ責任者	職名	氏名	

題 目 (インターンシップテーマ)

実習内容・目標と成果・特別研究との関連性, 等

(用紙が不足する場合は別紙を添付すること)

インターンシップ単位申請書

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

専攻

年

ふりがな

氏名

下記のとおり、インターンシップを終了しましたので、単位を認定くださるよう申請いたします。

1. 科目名

- インターンシップⅠ (45時間以上 ; 1単位)
- インターンシップⅡ (90時間以上 ; 2単位)
- インターンシップⅢ (180時間以上 ; 4単位)
- インターンシップⅣ (270時間以上 ; 6単位)

2. インターンシップ先・期間

インターンシップ先	インターンシップ期間
	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 実働 時間
	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 実働 時間
	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 実働 時間

受理日 令和 年 月 日				施行日 令和 年 月 日		
学務課長	学務課長補佐	学務係長	学務係	キャリアサポート センター担当	学科長(本科) 専攻長(専攻科)	学級担任(本科) 指導教員(専攻科)

下記のとおり書類を交付(送付)くださるようお願いいたします。

就職・大学編入等書類交付願

令和 年 月 日

香川高等専門学校長 殿

学籍番号

学科・学年(専攻)

工学科 年
専攻 年

氏名

記

会社名

担当部署

部

課

所在地 〒

—

大学(学部、学科)

大学院(研究科、専攻)

募集(応募)期間

月

日

～

月

日

発送種別

学校推薦(学校送付・持参)

自由応募(学生送付・持参)

卒業(修了)見込証明書

部

成績証明書(本科・専攻科)

部

推薦書(本校様式・所定様式)

部

健康診断書(本校様式・所定様式)

部

調査書(本校様式・所定様式)

部

その他()

部

添付書類(学生作成)

履歴書

部

エントリーシート(企業指定)

部

その他()

部

令和 年度 就職試験報告書

コース：ME・EC・MS・CV

1. 会社名等 _____
2. 所在地 _____
3. 会社説明会 有 ・ 無 ， 令和 年 月 日 曜日 _____
4. 下記の表の該当欄に○印，または数字を記入

	試験日	筆記								専攻科		宿泊		旅費		結果発表		
		専門	数学	英語	作文	常識	適性	面接	健康診断	受験者数	採用数	有	無	有	無	通知日	結果	
1次選考	/																日後	合・否
2次選考	/																日後	合・否
3次選考	/																日後	合・否

5. 筆記試験内容 (試験時間，選択 or 記述，重点的に出題された事柄，試験全般の感想，対策など記述して下さい)

(注) 本紙 1 枚に書ききれない場合は、別紙を添付するか、複数枚に記入のこと

6.面接内容

1次面接 面接会場見取図 (机・椅子・面接官の配置)	質問項目
面接時間 <div style="text-align: right;">分</div>	
2次面接 面接会場見取図 (机・椅子・面接官の配置)	質問項目
面接時間 <div style="text-align: right;">分</div>	

7. その他特記すべき事項

8. 部活動歴・委員会の役員歴：(部活名,活動期間及び役員歴があれば記入すること)

令和 年度 大学院入学試験報告書 コース: M E S C

1. 大学院名

研究科

専攻

2. 下記の表の該当欄に○印, または数字を記入

試験日	筆 記						面接	専攻科		結果発表	
	専門	数学	英語	物理	化学			募集人数	受験人数	通知日	結果
/										日後	合・否
/										日後	合・否

3. 筆記試験内容 (試験時間, 選択 or 記述, 重点的に出題された事柄, 試験全般の感想, 対策など記述して下さい)

(注) 本紙 1 枚に書ききれない場合は、別紙を添付するか、複数枚に記入のこと

4.面接内容

面接時間 分 面接官人数 人	質問項目
面接会場見取図 (机・椅子・面接官の配置)	

5. その他特記すべき事項

--

香川高等専門学校の連絡先(学生関係)

担当係	連絡先	内容
学務係	087-869-3832	授業, 試験, 成績に関すること
		欠席に関すること
		住所等の変更に関すること
		在学証明書, 学生証に関すること
		留学に関すること
		進学に係る各種証明書の発行
入試係	087-869-3866	入学者選抜個人成績開示に関すること
学生支援係	087-869-3833	通学に関すること, 学割証・通学証明書の発行
		課外活動に関すること
		入学金・授業料免除及び徴収猶予に関すること
		就学支援金及び修学支援新制度に関すること
		各種奨学金に関すること
		落とし物に関すること
財務係	087-869-3821	授業料等の納入に関すること
キャリアサポートセンター	087-869-3958	就職・インターシップに関すること
		就職に係る各種証明書の発行
保健室	087-869-3834	健康面に関すること
		日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に関すること
図書館	087-869-3813	図書館に関すること
学生生活係	087-869-3835	清雲寮に関すること
学生相談室	087-869-3834 soudan@t.kagawa-nct.ac.jp	メンタルヘルスに関すること
いじめ連絡窓口		https://forms.office.com/Pages/ResponsePage.aspx?id=XYP-cpVeEkWK4KezivJfyLgF90nb11FKmr8EN4nfRIFUQUhCNIFDVzIFMERHOTg0R0RYMF11MDQ2OS4u

学校代表番号 087-869-3811